

【表紙】

| | |
|-------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年5月20日 |
| 【会社名】 | 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル |
| 【英訳名】 | Digital Media Professionals Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼CEO 山本 達夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都武蔵野市中町一丁目15番5号 三鷹高木ビル7階 |
| 【電話番号】 | 0422-60-3480（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長兼CFO 古川 聖 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都武蔵野市中町一丁目15番5号 三鷹高木ビル7階 |
| 【電話番号】 | 0422-60-3480（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長兼CFO 古川 聖 |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | 募集金額 ブックビルディング方式による募集 535,500,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 945,210,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 236,250,000円 |
| | （注）募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数（株） | 内容 |
|------|--------------|--|
| 普通株式 | 300,000（注）2． | 1単元の株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |

（注）1．平成23年5月20日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成23年6月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．上記とは別に、平成23年5月20日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式112,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成23年6月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成23年6月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 300,000 | 535,500,000 | 289,800,000 |
| 計（総発行株式） | 300,000 | 535,500,000 | 289,800,000 |

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成23年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成23年6月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,100円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は630,000,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数単位 (株) | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------|----------------------------------|--------------|---------------|
| 未定 (注)1. | 未定 (注)1. | 未定 (注)2. | 未定 (注)3. | 100 | 自平成23年6月15日(水) 至平成23年6月20日(月) | 未定 (注)4. | 平成23年6月22日(水) |

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成23年6月3日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年6月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成23年6月3日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成23年6月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成23年5月20日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成23年6月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成23年6月23日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成23年6月7日から平成23年6月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------------|----------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 吉祥寺駅前支店 | 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目15番2号 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------------|-------------------|--------------|--|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 未定 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成23年6月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | | |
| いちよし証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 | | |
| 丸三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋二丁目5番2号 | | |
| 香川証券株式会社 | 香川県高松市磨屋町4番地8 | | |
| 計 | - | 300,000 | - |

(注) 1. 平成23年6月3日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成23年6月14日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 579,600,000 | 7,000,000 | 572,600,000 |

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,100円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額572,600千円については、主にゲーム機器、家電製品等に組み込まれる半導体向けのグラフィックスIPコア(注1)およびアミューズメント機器等に組み込まれるLSI製品(注2)の開発費として、全額充当する予定であり、それぞれの内訳については未定であります。なお、支出の予定時期と致しましては平成24年3月期に197,000千円を、平成25年3月期に残額を充当する予定であります。

- (注) 1. 「グラフィックスIPコア」は、液晶表示をより精細な画像として描写するために必要なハードウェアIP(論理設計データ等)およびソフトウェアIP(主にハードウェアを制御するドライバーやコンテンツ制作を支援するツール類)で構成されます。「IPコア」とは、LSIを構成するための部分的な回路情報のうち、特に単一機能でまとめられた物を指します。「IPコア」は、Intellectual Property Coreの略称です。
2. 「LSI製品」は、当社のグラフィックスIPコアを搭載した次世代グラフィックスLSIを指します。「LSI」とは、シリコンウェハ(半導体製品の製造に使用される導体と絶縁体の中間の性質を持つ物質)で形成される大規模集積回路を意味しております。「LSI」は、Large Scale Integrationの略称であり「半導体」とも呼ばれています。
 3. 「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限217,350千円については、グラフィックスIPコアおよびLSI製品の開発費として、平成25年3月期に全額を充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成23年6月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|---------|-------------|--|
| - | 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 450,100 | 945,210,000 | 東京都千代田区大手町一丁目9番1号 株式会社日本政策投資銀行 183,600株 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 日興ニューウェイブ2001投資事業有限責任組合 118,300株 福島県会津若松市 池戸恒雄 100,000株 東京都新宿区 犬飼和之 20,000株 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 JAIC-アドバンスドテック1号投資事業有限責任組合 15,500株 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス7号投資事業有限責任組合 10,100株 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 JAIC-Atop投資事業有限責任組合 2,600株 |
| 計(総売出株式) | - | 450,100 | 945,210,000 | - |

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,100円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株 数単位 (株) | 申込証拠 金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は 名称 | 元引受契 約の内容 |
|----------------------|-------------|--|-------------------|--------------|-----------------------|----------------------------------|--------------|
| 未定 (注)1. (注)2. | 未定 (注)2. | 自 平成23年 6月15日(水) 至 平成23年 6月20日(月) | 100 | 未定 (注)2. | 引受人の本店 及び全国各支 店 | 東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 | 未定 (注)3. |

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成23年6月14日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額 （円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称 |
|----------|-------------------|---------|----------------|---------------------------------------|
| - | 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 112,500 | 236,250,000 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 112,500株 |
| 計(総売出株式) | - | 112,500 | 236,250,000 | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成23年5月20日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式112,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,100円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏 名又は名称 | 元引受契約の 内容 |
|-------------|--|---------------|--------------|----------------------------|--------------------|--------------|
| 未定 (注)1. | 自 平成23年 6月15日(水) 至 平成23年 6月20日(月) | 100 | 未定 (注)1. | 野村證券株式会 社の本店及び全 国各支店 | - | - |

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社日本政策投資銀行及び山本達夫（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成23年5月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式112,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|-----|----------------------|---|
| (1) | 募集株式の数 | 当社普通株式 112,500株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 未定（注）1. |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2. |
| (4) | 払込期日 | 平成23年7月22日（金） |

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成23年6月3日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成23年6月14日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成23年6月23日から平成23年7月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社日本政策投資銀行、売出人である池戸恒雄、犬飼和之、JAIC-アドバンスドテック1号投資事業有限責任組合及びJAIC-Atop投資事業有限責任組合、当社株主であるApax Globis Japan Fund,L.P.、三井住友海上C2号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル株式会社、アント・リード2号投資事業有限責任組合、DCM , L.P.、日興地域密着型産学官連携投資事業有限責任組合、投資事業組合オリックス8号、日本アジア投資株式会社、ジャフコ・ジーシー1号投資事業組合、ジャフコ・ジー8(エー)号投資事業組合、ジャフコ・ジー8(ビー)号投資事業組合、投資事業組合オリックス11号、あおぞらインベストメント1号投資事業有限責任組合、あおぞらインベストメント2号投資事業有限責任組合、アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合、ミレニア二千投資事業有限責任組合、JAIC-IF3号投資事業有限責任組合、ジャフコ・エル式号投資事業有限責任組合、ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合、りそなキャピタル株式会社、ジャイク・大学発最先端産業育成壱号投資事業有限責任組合、DCM Affiliates Fund , L.P.、百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合、DCM -A, L.P.及び古川聖並びに貸株人である山本達夫は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成23年9月20日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。


また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成23年5月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 事業の概況」～「3 事業の内容」をカラー印刷したものを記載いたします。

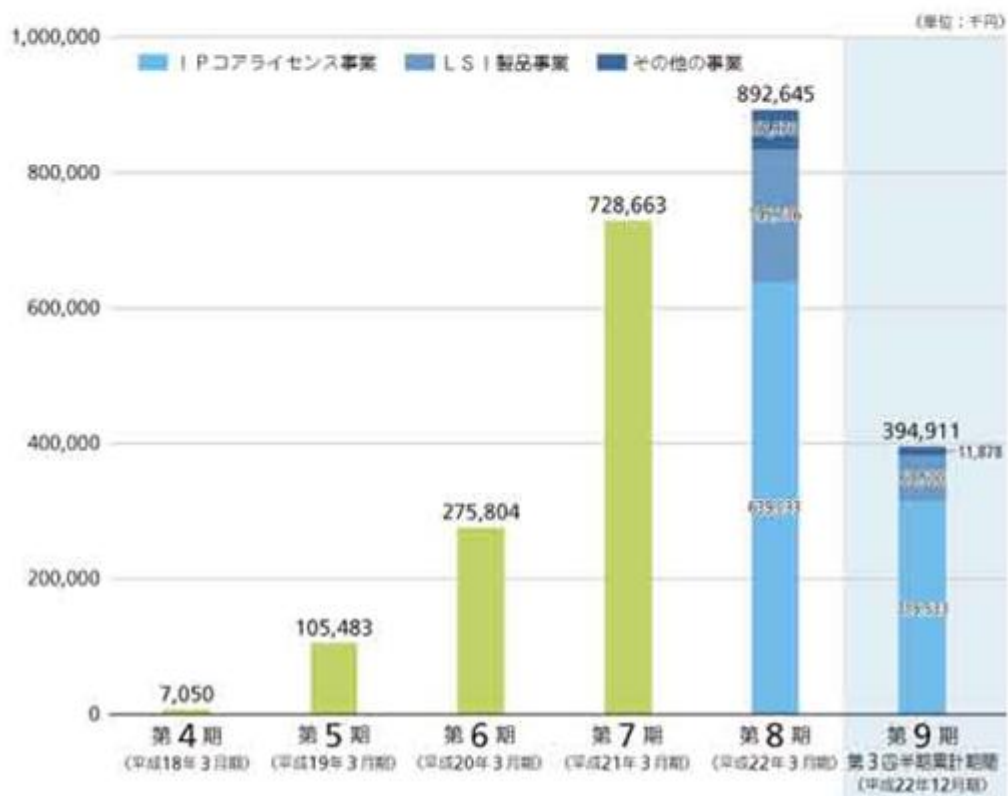
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

当社は、精細な画像を描写するために必要なハードウェアIPおよびソフトウェアIP（以下、合わせてグラフィックスIPコアという）を開発して、主にゲーム機器、パチンコ機およびパチスロ機（以下、パチンコ機およびパチスロ機を合わせてアミューズメント機器という）、モバイル通信機器、自動車、家電製品等に組み込まれる半導体向けのグラフィックスIPコアを、当社の顧客である半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカー（ゲーム機器メーカー、モバイル通信機器メーカー等）に提供することを事業の中核としております。

当社は、ハードウェアIP（論理設計データ等）やソフトウェアIP（主にハードウェアを制御するドライバーやコンテンツ制作を支援するツール類）を開発し、半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカーに向けてライセンス（使用許諾）を供与するIPコアライセンス事業、および特定分野向けに自ら当該グラフィックスIPコアを搭載した半導体（LSI製品）を開発し製造・販売するLSI製品事業、ならびにライセンス供与に伴う受託開発とセミナー等のその他の事業を展開しております。

❖ 売上高構成



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 業績等の推移

※ 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

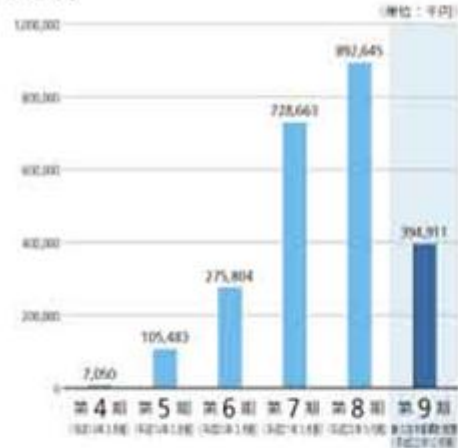
| 区 次 | 第 4 期 | 第 5 期 | 第 6 期 | 第 7 期 | 第 8 期 | 第 9 期第 3 四半期 |
|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 決 算 年 月 | 平成18年3月 | 平成19年3月 | 平成20年3月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 | 平成22年12月 |
| 売上高 | 7,050 | 105,483 | 275,804 | 728,663 | 892,645 | 394,911 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △505,450 | △296,151 | △336,689 | 136,966 | 188,606 | △90,414 |
| 当期純利益又は当期(四半期)純損失(△) | △506,400 | △297,101 | △337,639 | 134,989 | 187,140 | △97,096 |
| 特分法を適用した場合の投資利益 | — | — | — | — | — | — |
| 資本金 | 100,000 | 100,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 |
| 発行済株式総数 | — | — | — | — | — | — |
| 普通株式(株) | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 1,972,200 |
| A種優先株式(株) | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | — |
| B種優先株式(株) | 4,784 | 4,784 | 4,784 | 4,784 | 4,784 | — |
| C種優先株式(株) | 6,740 | 6,740 | 6,740 | 6,740 | 6,740 | — |
| D種優先株式(株) | — | — | 2,500 | 2,500 | 2,500 | — |
| 経費 | 853,951 | 556,850 | 719,211 | 854,200 | 1,041,341 | 544,244 |
| 経費差額 | 879,169 | 577,092 | 752,980 | 1,021,371 | 1,141,430 | 979,820 |
| 1株当たり経費差額(円) | △584,696.08 | △727,323.17 | △861,796.21 | △851,726.40 | △868,272.97 | 478.78 |
| 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) |
| 1株当たり当期純利益金額又は当期(四半期)純損失金額(△) | △207,393.50 | △137,627.09 | △159,473.04 | △1,930.19 | 15,453.43 | △49.44 |
| 自己資本比率(%) | 97.1 | 96.5 | 95.3 | 83.6 | 91.2 | 96.4 |
| 自己資本利益率(%) | — | — | — | 17.2 | 19.7 | — |
| 株価収率(倍) | — | — | — | — | — | — |
| 配当性向(%) | — | — | — | — | — | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | — | — | — | △178,809 | 380,899 | △78,165 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | — | — | — | △9,002 | △684,911 | 89,238 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | — | — | — | — | — | — |
| 現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 | — | — | — | 389,105 | 85,093 | 96,166 |
| 従業員数(人) | 21 | 15 | 14 | 23 | 23 | 22 |
| (外、平均従業員数) | (2) | (1) | (1) | (1) | (2) | (1) |

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税は含まれていません。
3. 当社は、第8期までは研究開発費が先行したことによる経費増大、当期純損失を計上しておりましたが、第7期から51製品の販売とライセンス料の開始されたことにより、第7期及び第8期は経常利益、当期純利益を計上しております。なお第9期第3四半期は、オンラインロイヤリティ収入の増大も計上したものの固定費の増大等により第8期と同様に経常損失を計上しております。
4. 第4期から第8期までの1株当たり情報については優先株式を発行していたため優先配当額を控除して算定しており、第8期期の1株当たり当期純利益金額を控除した金額はマイナスとなっております。
- なお、当社は平成22年7月29日に各種優先株式(取締役権限付株式)の全部について換付請求の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得しました。その対価として普通株式を交付しており、第9期第3四半期合計期間より1株当たり情報の算定において優先配当額等の調整はありません。
5. 第4期から第7期まで及び第9期第3四半期の普通株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、1株当たり当期(四半期)純損失であり、また、取締役の株主はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。また、第9期については取締役の株主の株主はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。
6. 第5期から、「経営活動の経理上の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会「企業会計基準第1号」平成17年12月9日)及び「経理活動の経理上の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第6号」平成17年12月9日)を適用しております。
7. 第4期、第8期、第9期及び第9期第3四半期の自己資本利益率については、当期(四半期)純損失の計上されているため、記載していません。
8. 株価収率については、当社の株式は非上場のため、記載していません。
9. 特分法を適用した場合の投資利益については、拠出先がなかったため記載していません。
10. 当社は第7期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第4期から第8期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載していません。
11. 第9期第3四半期における売上高、経常損失、四半期純損失、1株当たり四半期純利益金額、自己資本利益率、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第9期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、経費差額、1株当たり経費差額、自己資本比率、現金及び現金同等物の四半期末残高及び従業員数については、第9期第3四半期会計期間の数値を記載しております。
12. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第190条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第4期、第8期及び第9期第3四半期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第9期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期監査を受けております。
13. 当社は、平成22年9月29日まで1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、株式分割前経理上の表示(単価)換算代表者宛通知(「新株上場申請のための有価証券届出書(1の届)」)の付添の上場募集のついて(平成20年4月2日付新株上場募集42号)に基づき、当該株式分割による影響を加味し、通知決定を行った場合の1株当たりの換算後株数を基準として記載すると、以下のとおりとなります。
- なお、第4期、第8期及び第9期第3四半期の「1株当たり配当額」についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

| 区 次 | 第 4 期 | 第 5 期 | 第 6 期 | 第 7 期 | 第 8 期 | 第 9 期第 3 四半期 |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| 決 算 年 月 | 平成18年3月 | 平成19年3月 | 平成20年3月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 | 平成22年12月 |
| 1株当たり経費差額(円) | △5,846.96 | △7,273.23 | △8,617.96 | △8,517.26 | △8,682.73 | 478.78 |
| 1株当たり当期純利益金額又は当期(四半期)純損失金額(△) | △2,073.94 | △1,376.27 | △1,594.73 | △19.30 | 154.53 | △49.44 |
| 自己資本調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額(円) | — | — | — | — | — | — |
| 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) |

※(第5 経理の状況) 1. 財務諸表等 注5参照 (重要事項開示事項) 1. 新株の発行および自己株式の取得) による普通株式の増加による影響を考慮していません。

売上高



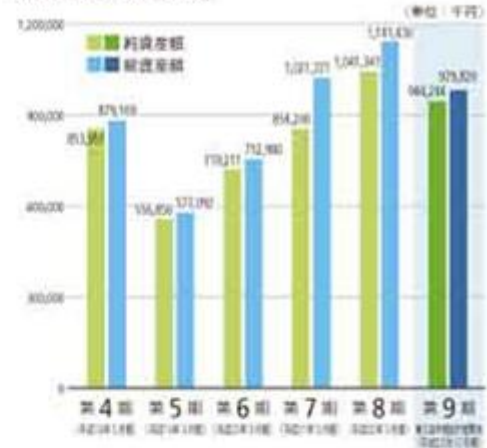
経常利益又は経常損失(△)



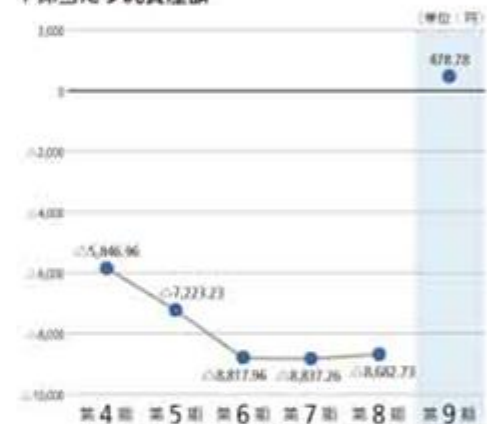
当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)



純資産額／総資産額



1株当たり純資産額



(注)当社は、平成22年3月31日付で1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、当該株式分割による影響を加味し、調整修正を行った場合の1株当たりの数値を掲載しております。期末時点での1株当たり純資産については、優先株式を発行していたため優先株式数も加味して算定しております。

1株当たり当期純利益金額又は当期(四半期)純損失金額(△)



(注)当社は、平成22年3月31日付で1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、当該株式分割による影響を加味し、調整修正を行った場合の1株当たりの数値を掲載しております。期末時点での1株当たり純利益については、優先株式を発行していたため優先株式数も加味して算定しております。

3 事業の内容

当社は、精細な画像を描写するために必要なグラフィックスIPコア（注1）を開発して、主にゲーム機器、アミューズメント機器、モバイル通信機器、自動車、家電製品等に組み込まれる半導体向けのグラフィックスIPコアを、当社の顧客である半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカー（ゲーム機器メーカー、モバイル通信機器メーカー等）に提供することを事業の中核としております。

(注) 1. 「IPコア」とは、LSIを構成するための部分的な回路情報のうち、特に単一機能でまとめられた物を指します。「LSI」とは、シリコンウェハ（半導体製品の製造に使用される導体と絶縁体の中間の性質を持つ物質）で形成される大規模集積回路を意味しております。



当社のグラフィックスIPコアは、グラフィックスIPコアの国際標準規格（注2）に準拠したIPコアに当社独自の機能拡張技術である「MAESTRO」（注3）を組み合わせることで、少ない消費電力下においても精細な画像を描写できることが特徴です。

(注) 2. Khronos Group（100以上の企業で構成される国際標準化団体）が策定するグラフィックスIPコアの国際標準規格を指しております。

3. 「MAESTRO」とは、標準のグラフィックスIPコアに実装することによって、より写実的なグラフィックス描画（主な機能として、ライティング機能や影付け機能等）を低消費電力、高品質、かつ高速に実現する当社独自のグラフィックス技術の商標です。



当社が開発した主なグラフィックスIPコアは以下のとおりです。

| 製品名 | 特徴 |
|-------------|---|
| PICA200シリーズ | 基本機能としては業界標準のOpenGL ES（注4）に準拠し、さらに差別化機能として「MAESTRO」を搭載することが可能な3DグラフィックスIPコアであります。 |
| SMAPH-F | 業界標準のOpenVG（注5）に準拠し、さらに差別化機能として「MAESTRO」を搭載することが可能な2DグラフィックスIPコアであります。 |

(注) 4. 「OpenGL ES」とは、Khronos Groupが策定した組み込み機器向けの3DグラフィックスのためのAPI（※）です。「OpenGL ES」は、OpenGL for Embedded Systemsの略称です。

※ 「API」とは、OpenGL ES等の機能をプログラムから呼び出すために使用するものです。「API」は、Application Program interfaceの略称です。

5. 「OpenVG」とは、Khronos Groupが策定した国際標準規格の2DグラフィックスのためのAPIです。画像を点の座標とそれを結ぶ線や面のデータ等で図形情報の集合として表現する技術を指します。「OpenVG」は、Open Vector Graphicsの略称です。

当社は、ハードウェアIP（論理設計データ等）やソフトウェアIP（主にハードウェアを制御するドライバーやコンテンツ制作を支援するツール類）を開発し、半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカーに向けてライセンス（使用許諾）を供与するIPコアライセンス事業、および特定分野向けに自ら当該グラフィックスIPコアを搭載した半導体（LSI製品）を開発し製造・販売するLSI製品事業、ならびにライセンス供与に伴う受託開発とセミナー等のその他の事業を展開しております。

IPコアライセンス事業

IPコアライセンス事業は、①当社が開発しているグラフィックスIPコアを顧客に提供したうえでライセンス収入等を顧客から得るライセンス供与と、②これらに付帯する技術サポートに区分されます。なお、当社は顧客に対してライセンスを供与しますが、顧客が第三者であるソフトウェア開発メーカーに対し当該ライセンスをサブライセンス（再許諾）する権利を、当社から顧客に与える場合もあります。

①ライセンス供与

当社が開発したグラフィックスIPコアを顧客にライセンスして得られる収入は、その種類によって(a)ライセンス収入、(b)ランニングロイヤリティ収入として区分しております。

(a) ライセンス収入

顧客が家電製品等の開発を進める過程で、当社がIPコアライセンスのライセンスを与えたことによる対価として一時金として得られる収入です。

顧客は、ライセンスされた当社グラフィックスIPコアをベースに、製品の企画開発、生産を行い、その性質上、当社が受領するライセンス収入は顧客の製品開発の初期段階で発生します。

(b) ランニングロイヤリティ収入

顧客がグラフィックスIPコアを組み込んだ製品を販売する際に、製品出荷個数に応じて当社が顧客から収受する対価です。ランニングロイヤリティ収入は顧客製品の生産開始から生産終了まで数年間にわたり継続的に発生しますが、通常はこの間に当社のコストが発生することはありません。

②技術サポート

当社が、グラフィックスIPコアをライセンスした顧客に対して、技術サポートを行って対価を得るものです。ライセンス後、一定期間に限って提供する初期技術サポートや、年単位で保守工数を提供する年間技術サポートなどがあります。

L S I製品事業

当社のグラフィックスIPコアが組み込まれたL S I製品「NV7」を、大手国内半導体メーカーに製造を委託したうえで、当社が半導体商社に向けて販売しております。当該L S I製品は主にアミューズメント機器等に組み込まれるものです。

なお、当社のIPコアライセンス事業の顧客が製造販売する最終製品と、当該L S I製品が組み込まれた最終製品との競合を回避するため、L S I製品の販売先はアミューズメント機器市場を対象としております。



L S I製品「NV7」

その他の事業

その他の事業は、①ライセンス供与に伴う受託開発、②セミナー等に区分しております。

①ライセンス供与に伴う受託開発

顧客の求めに応じて、当社が開発したグラフィックスIPコアを顧客製品の仕様に合わせてカスタマイズしております。

ライセンス供与に伴う受託開発では、当社が開発に要した工数にほぼ比例した収入が得られますが、通常の受託開発とは異なり、受託開発により当社グラフィックスIPコアの付加価値が向上し、より高収益なライセンスビジネスに繋げることができるため、当社としては受託開発を戦略的事業として位置付けております。

②セミナー等

当社では、Khronos Group（前記注2参照）の公認を受け、プログラミング実習コースを開講するとともに、Android仕様のE-ラーニング教材「Android3Dグラフィックス・ラーニングキット」を販売しております。売上規模は少額であります。当社の宣伝効果、さらにはセミナー等を通じ、顧客を獲得することが期待できる事業であります。

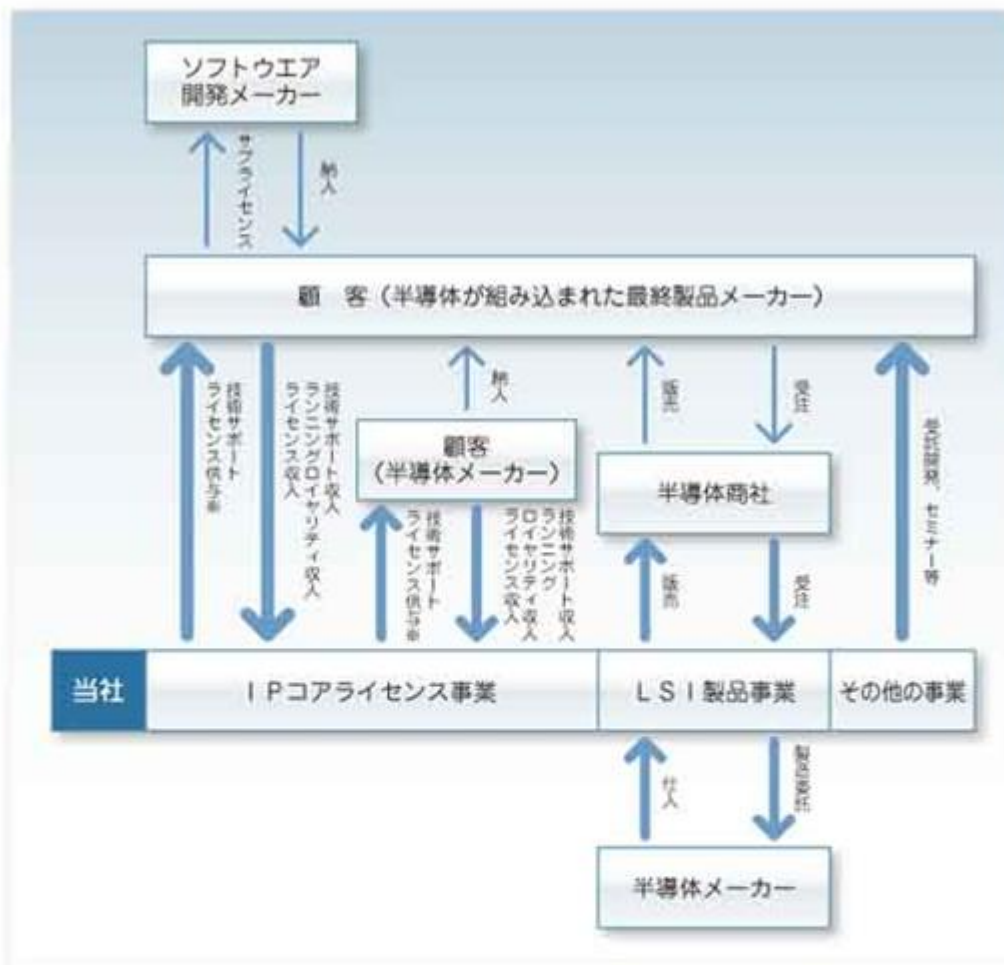


プログラミング実習の様子



「Android 3Dグラフィックス・ラーニングキット」

❖ 事業系統図



※ IPコアライセンス事業のライセンス供与は、当社が顧客（半導体が組み込まれた最終製品メーカー）にソフトウェアIPを供与すると同時に、顧客（半導体メーカー）にハードウェアIPを供与する場合があります。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 決算年月 | 第4期 平成18年3月 | 第5期 平成19年3月 | 第6期 平成20年3月 | 第7期 平成21年3月 | 第8期 平成22年3月 |
|-----------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 売上高 (千円) | 7,050 | 105,483 | 275,804 | 728,663 | 892,645 |
| 経常利益又は経常損失 () (千円) | 505,450 | 296,151 | 336,689 | 136,966 | 188,606 |
| 当期純利益又は当期純損失 () (千円) | 506,400 | 297,101 | 337,639 | 134,989 | 187,140 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 100,000 | 100,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 |
| 発行済株式総数 | | | | | |
| 普通株式 (株) | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| A種優先株式 (株) | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| B種優先株式 (株) | 4,784 | 4,784 | 4,784 | 4,784 | 4,784 |
| C種優先株式 (株) | 6,740 | 6,740 | 6,740 | 6,740 | 6,740 |
| D種優先株式 (株) | - | - | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 純資産額 (千円) | 853,951 | 556,850 | 719,211 | 854,200 | 1,041,341 |
| 総資産額 (千円) | 879,169 | 577,092 | 752,980 | 1,021,371 | 1,141,430 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 584,696.08 | 722,323.17 | 881,796.21 | 883,726.40 | 868,272.97 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 () (円) | 207,393.50 | 137,627.09 | 159,473.04 | 1,930.19 | 15,453.43 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 97.1 | 96.5 | 95.5 | 83.6 | 91.2 |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | - | 17.2 | 19.7 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | - |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円) | - | - | - | 178,809 | 380,899 |
| 投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円) | - | - | - | 9,002 | 684,911 |
| 財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円) | - | - | - | - | - |
| 現金及び現金同等物の期末 残高 (千円) | - | - | - | 389,105 | 85,093 |
| 従業員数 (人) | 21 | 15 | 14 | 23 | 23 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (2) | (1) | (1) | (1) | (2) |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、第6期までは研究開発投資が先行したことから経常損失、当期純損失を計上していましたが、第7期にL S I製品の販売とライセンス供与が開始されたことにより、第7期以降は経常利益、当期純利益を計上しております。

4. 1株当たり情報については優先株式を発行していたため優先配当額等を控除して算定しており、第8期の1株当たり当期純利益金額を除き計算結果はマイナスとなっております。

なお、当社は平成22年7月26日に各種類株主から優先株式（取得請求権付株式）の全部について取得請求権の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得しました。その対価とし

て普通株式を交付しており、第9期第3四半期会計期間より1株当たり情報の算定において優先配当額等の控除はありません。

5. 第4期から第7期までは潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第8期については新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 第5期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
7. 第4期、第5期及び第6期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式は非上場のため、記載しておりません。
9. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
10. 当社は第7期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第4期から第6期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
11. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
12. 当社は、平成22年8月26日付で1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月2日付東証上会第428号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第4期、第5期及び第6期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|-------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成18年3月 | 平成19年3月 | 平成20年3月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 |
| 1株当たり純資産額（円） | 5,846.96 | 7,223.23 | 8,817.96 | 8,837.26 | 8,682.73 |
| 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）（円） | 2,073.94 | 1,376.27 | 1,594.73 | 19.30 | 154.53 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円） | - | - | - | - | - |
| 1株当たり配当額（円） （うち1株当たり中間配当額） | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |

「第5 経理の状況 1.財務諸表等 注記事項（重要な後発事象） 1.新株の発行および自己株式の取得」による普通株式の増加による影響を考慮しておりません。

2【沿革】

| 年月 | 事項 |
|---------|---|
| 平成14年7月 | 3Dグラフィックス（注1）市場参入を目指し、東京都武蔵野市中町に株式会社デジタルメディアプロフェッショナルを設立（資本金30,000千円） |
| 平成18年7月 | 組み込み機器（注2）向けグラフィックスIPコア「PICA200」（注3）を販売開始 |
| 平成20年4月 | LSI製品「NV7」（注4）を販売開始 |

(注) 1. 「3Dグラフィックス」とは、3次元空間上の形状情報から、それらを平面上に投射することで生成される画像で、これらの一連の技術のことを指します。

2. 「組み込み機器」とは、特定の機能を実現するために家電製品や機械等に組み込まれるコンピュータシステムを指します。

3. 「PICA200」とは、国際標準規格に準拠したうえで、当社独自の拡張機能「MAESTRO」を搭載する事が可能なグラフィックスIPコアの商標です。

4. 「NV7」とは、グラフィックスIPコア「PICA200」を搭載したLSI製品の名称です。

3【事業の内容】

当社は、精細な画像を描写するために必要なハードウェアIPおよびソフトウェアIP（以下、合わせてグラフィックスIPコアという）を開発して、主にゲーム機器、パチンコ機およびパチスロ機（以下、パチンコ機およびパチスロ機を合わせてアミューズメント機器という）、モバイル通信機器、自動車、家電製品等に組み込まれる半導体向けのグラフィックスIPコアを、当社の顧客である半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカー（ゲーム機器メーカー、モバイル通信機器メーカー等）に提供することを事業の中核としております。

当社のグラフィックスIPコアは、グラフィックスIPコアの国際標準規格（注1）に準拠したIPコアに当社独自の機能拡張技術である「MAESTRO」（注2）を組み合わせることで、少ない消費電力下においても精細な画像を描写できることが特徴です。

（注）1. Khronos Group（100以上の企業で構成される国際標準化団体）が策定するグラフィックスIPコアの国際標準規格を指しております。

2. 「MAESTRO」とは、標準のグラフィックスIPコアに実装することによって、より写実的なグラフィックス描画（主な機能として、ライティング機能や影付け機能等）を低消費電力、高品質、かつ高速に実現する当社独自のグラフィックス技術の商標です。

当社が開発した主なグラフィックスIPコアは以下のとおりです。

| 製品名 | 特徴 |
|-------------|---|
| PICA200シリーズ | 基本機能としては業界標準のOpenGL ES（注3）に準拠し、さらに差別化機能として「MAESTRO」を搭載することが可能な3DグラフィックスIPコアであります。 |
| SMAPH-F | 業界標準のOpenVG（注4）に準拠し、さらに差別化機能として「MAESTRO」を搭載することが可能な2DグラフィックスIPコアであります。 |

3. 「OpenGL ES」とは、Khronos Groupが策定した組み込み機器向けの3DグラフィックスのためのAPI（ ）です。「OpenGL ES」は、OpenGL for Embedded Systemsの略称です。

「API」とは、OpenGL ES等の機能をプログラムから呼び出すために使用するものです。

「API」は、Application Program Interfaceの略称です。

4. 「OpenVG」とは、Khronos Groupが策定した国際標準規格の2DグラフィックスのためのAPIです。画像を点の座標とそれを結ぶ線や面のデータ等で描画情報の集合として表現する技術を指します。「OpenVG」は、Open Vector Graphicsの略称です。

当社は、ハードウェアIP（論理設計データ等）やソフトウェアIP（主にハードウェアを制御するドライバーやコンテンツ制作を支援するツール類）を開発し、半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカーに向けてライセンス（使用許諾）を供与するIPコアライセンス事業、および特定分野向けに自ら当該グラフィックスIPコアを搭載した半導体（LSI製品）を開発し製造・販売するLSI製品事業、ならびにライセンス供与に伴う受託開発とセミナー等のその他の事業を展開しております。

（1）IPコアライセンス事業

IPコアライセンス事業は、当社が開発しているグラフィックスIPコアを顧客に提供したうえでライセンス収入等を顧客から得るライセンス供与と、これらに付帯する技術サポートに区分されます。なお、当社は顧客に対してライセンスを供与しますが、顧客が第三者であるソフトウェア開発メーカーに対し当該ライセンスをサブライセンス（再許諾）する権利を、当社から顧客に与える場合もあります。

ライセンス供与

当社が開発したグラフィックスIPコアを顧客にライセンスして得られる収入は、その種類によって（a）ライセンス収入、（b）ランニングロイヤリティ収入として区分しております。

（a）ライセンス収入

顧客が家電製品等の開発を進める過程で、当社がIPコアライセンスのライセンスを与えたことによる対価として一時金として得られる収入です。

顧客は、ライセンスされた当社グラフィックスIPコアをベースに、製品の企画開発、生産を行い、その性質上、当社が受領するライセンス収入は顧客の製品開発の初期段階で発生します。

（b）ランニングロイヤリティ収入

顧客がグラフィックスIPコアを組み込んだ製品を販売する際に、製品出荷個数に応じて当社が顧客から収受する対価です。ランニングロイヤリティ収入は顧客製品の生産開始から生産終了まで数年間にわたり継続的に発生しますが、通常はこの間に当社のコストが発生することはありません。

技術サポート

当社が、グラフィックスIPコアをライセンスした顧客に対して、技術サポートを行って対価を得るものです。ライセンス後、一定期間に限って提供する初期技術サポートや、年単位で保守工数を提供する年間技術サポートなどが

あります。

(2) L S I 製品事業

当社のグラフィックス I P コアが組み込まれた L S I 製品「N V 7」を、大手国内半導体メーカーに製造を委託したうえで、当社が半導体商社に向けて販売しております。当該 L S I 製品は主にアミューズメント機器等に組み込まれるものです。

なお、当社の I P コアライセンス事業の顧客が製造販売する最終製品と、当該 L S I 製品が組み込まれた最終製品との競争を回避するため、L S I 製品の販売先はアミューズメント機器市場を対象としております。

(3) その他の事業

その他の事業は、ライセンス供与に伴う受託開発、セミナー等に区分しております。

ライセンス供与に伴う受託開発

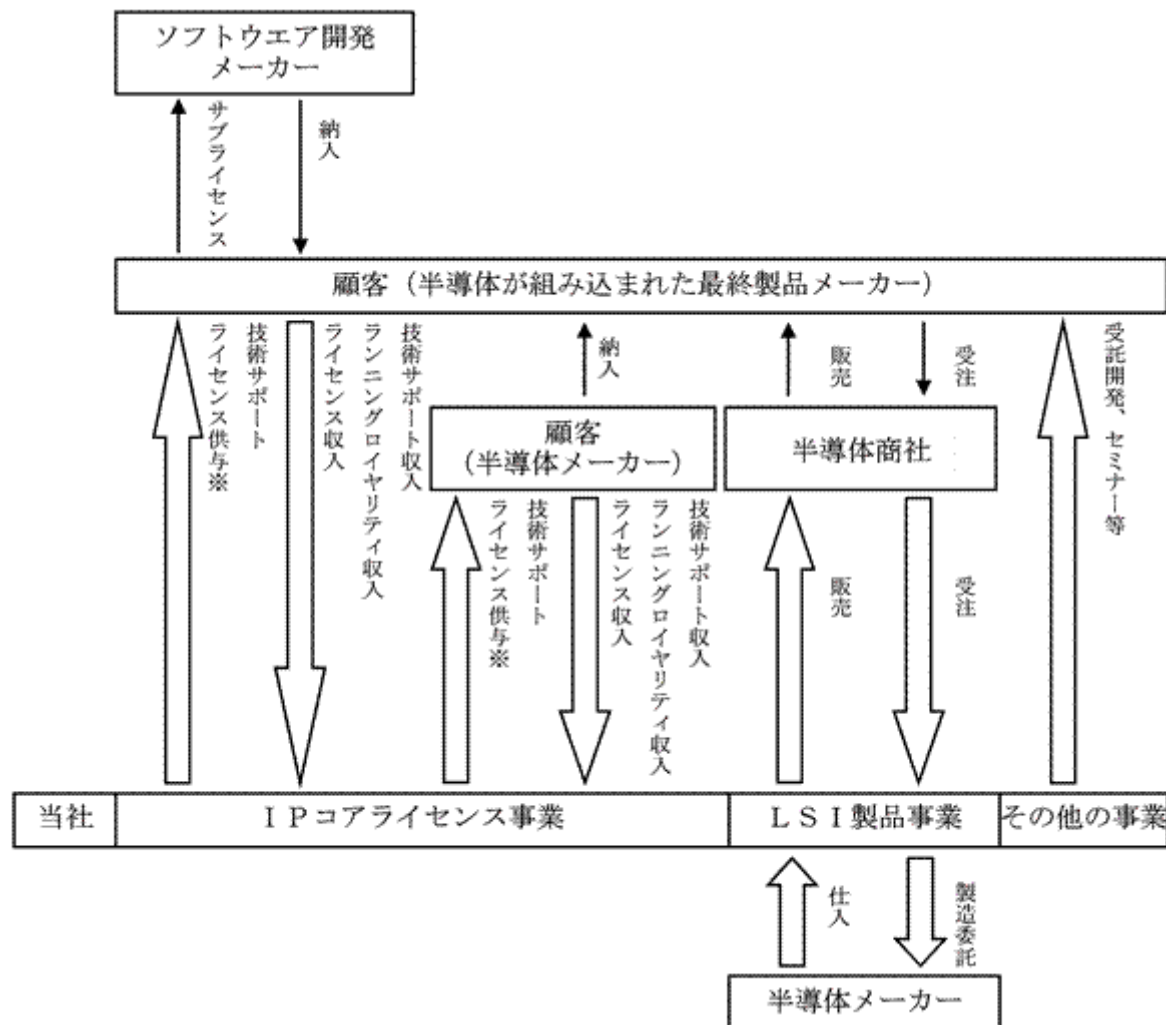
顧客の求めに応じて、当社が開発したグラフィックス I P コアを顧客製品の仕様に合わせてカスタマイズしております。

ライセンス供与に伴う受託開発では、当社が開発に要した工数にほぼ比例した収入が得られますが、通常の受託開発とは異なり、受託開発により当社グラフィックス I P コアの付加価値が向上し、より高収益なライセンスビジネスに繋げることができるため、当社としては受託開発を戦略的事业として位置付けております。

セミナー等

当社では、K h r o n o s G r o u p（前記注1参照）の公認を受け、プログラミング実習コースを開講するとともに、A n d r o i d 仕様の E - ラーニング教材「A n d r o i d 3 D グラフィックス・ラーニングキット」を販売しております。売上規模は少額であります。当社の宣伝効果、さらにはセミナー等を通じ、顧客を獲得することが期待できる事業であります。

[事業系統図]



IPコアライセンス事業のライセンス供与は、当社が顧客（半導体が組み込まれた最終製品メーカー）にソフトウェアIPを供与すると同時に、顧客（半導体メーカー）にハードウェアIPを供与する場合があります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年4月30日現在

| 従業員数（人） | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 平均年間給与（千円） |
|---------|--------|--------|------------|
| 23（1） | 38歳7ヵ月 | 3年6ヵ月 | 8,839 |

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイトを含む。）は、最近1年間の平均人員を

（ ）外数で記載しております。

2．従業員数に使用人兼務役員は含んでおりません。

3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、使用人兼務役員の使用人としての給与部分を除いて計算しております。

4．当社の事業は、グラフィックスIPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、事業の種類別セグメントに係る記載は、該当がありません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、国内外における景気対策の効果により一部回復の兆しが見られたものの、米国に端を発した世界的金融危機の影響は根強く、依然として失業率が高水準にあるなど雇用情勢の厳しさが続き、個人消費や企業の生産水準も低迷したまま、厳しい状況で推移いたしました。

当社の事業領域である組み込み機器分野でも、特に事業年度前半は企業の経費削減・設備投資抑止の流れが続き、後半はやや持ち直したものの大変厳しい受注環境となりました。

このような状況の中、当社が独自に開発した3Dグラフィックス拡張機能「MAESTRO」を搭載した3DグラフィックスIPコア「PICA200」が、任天堂株式会社（以下、任天堂という）の新携帯ゲーム機「ニンテンドー3DS」に採用されました。これにより、当事業年度の任天堂に対するライセンス収入等の売上高は658百万円（前年同期比198.1%増）となりました。

さらに当社は、3DグラフィックスIPコアの3件の新製品と、新たに2DグラフィックスIPコアを発表するなど、グラフィックスIPコアの製品ラインの一層の充実をはかるとともに、顧客企業への製品提案に注力し、積極的に営業活動を展開した結果、新規グラフィックスIPコアライセンスの契約を獲得いたしました。

また当社は、前事業年度以前に契約したグラフィックスIPコアライセンスの継続技術サポートにより、顧客製品の量産立上げを支援してまいりました。

加えて当社は、2月にはAndroid仕様のE-ラーニング教材「Android3Dグラフィックス・ラーニングキット」をリリースし、今後新たな市場の顧客獲得を目指すとともに、当社の知名度およびブランドイメージ向上への貢献を期待しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は892百万円（前年同期比22.5%増）、営業利益187百万円（同37.1%増）、経常利益188百万円（同37.7%増）、当期純利益187百万円（同38.6%増）となりました。

IPコアライセンス事業

IPコアライセンス事業は、前事業年度にモバイル・コンシューマー（注）分野や産業向けアプリケーションで当社の持つグラフィックスIPコアが採用されたことにより当事業年度は技術サポート収入やランニングロイヤリティ収入が発生しました。

さらに、新規ライセンスおよび前事業年度にライセンスしたライセンス収入により、売上高は639百万円（前年同期比37.4%増）となりました。

LSI製品事業

LSI製品事業は、当社製品「NV7」を搭載したパチンコ機器3機種が財団法人保安電子通信技術協会の型式試験を通過し、うち1機種がホールへ量産出荷され、もう2機種についても翌事業年度の期初にホールへ量産出荷されております。これにより売上高は195百万円（前年同期比24.5%増）となりました。

その他の事業

その他の事業においては、受託開発件数が減少したほか、セミナーなどは需要の一巡や顧客の経費削減などの影響を受け受講者が減少したことから、売上高は57百万円（前年同期比45.5%減）となりました。

（注）「モバイル・コンシューマー」とは、携帯性のある一般消費者向け製品で、主にモバイル通信機器やゲーム機などの市場を指します。

当第3四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策の効果やアジアをはじめとする新興国の需要を背景とした輸出・生産の回復と設備投資の下げ止まりが見られたものの、欧州の金融・財政不安に起因する為替の円高傾向が定着し、依然としてデフレの進行や雇用情勢の悪化が懸念されるなど、景気の先行きが不透明なまま推移しました。当社の事業領域である組み込み機器業界においても、一部に新興国の旺盛な需要を背景とする輸出の伸長などの明るい兆しが見られるものの、為替レートの変動やデフレの影響による原価低減圧力が依然として強く、厳しい受注環境が続きました。

このような経営環境下において、当社は、持続的な成長を確固たるものとするため、引き続きIPコアライセンス事業の主力である「PICA200」シリーズおよび「SMAPH」シリーズの営業活動を既存・新規顧客を問わず多角的に展開し受注獲得に努めました。その結果、大手半導体メーカーに対するSoC（注）向けのIPコアライセンスの使用許諾の締結をいたしました。

売上高については、大手半導体メーカーの製品に搭載された「PICA200」が順調にランニングロイヤリティを獲得し売上を計上しましたが、固定費の回収までには至りませんでした。

以上の結果、売上高394百万円、営業損失89百万円、経常損失90百万円、四半期純損失97百万円となりました。

当社は単一セグメントであります。事業の傾向を示すために事業別業績を記載します。

IPコアライセンス事業

IPコアライセンス事業は、前事業年度以前にライセンスしたグラフィックスIPコアに関連する追加ライセンス収入および大手半導体メーカーからのランニングロイヤリティ収入により、315百万円の売上高となりました。

LSI製品事業

LSI製品事業は、「NV7」等の販売により、67百万円の売上高となりました。

その他の事業

その他の事業は、モバイル・コンシューマー機器向けライセンス供与に伴う受託開発およびセミナー等により11百万円の売上高となりました。

（注）「SoC」とは、一つの半導体チップ上に、必要とされる一連の機能（システム）を集積する集積回路の設計手法のことであります。「SoC」は、System on a chipの略称です。

（2）キャッシュ・フローの状況

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

営業活動によるキャッシュ・フローは380百万円の収入（前年同期は178百万円の支出）となりました。主な増加要因は、売上債権の減少額274百万円と税引前当期純利益188百万円であり、主な減少要因は、仕入債務の減少額61百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは684百万円の支出（前年同期は9百万円の支出）となりました。これは定期預金の預入による支出700百万円などによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

この結果、当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ304百万円減少し85百万円となりました。

当第3四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

当第3四半期累計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ11百万円増加し96百万円となりました。

当第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは78百万円の支出となりました。主な増加要因は、売上債権の減少額51百万円であり、主な減少要因は、税引前四半期純損失95百万円と仕入債務の減少額42百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは89百万円の収入となりました。これは定期預金の預入による支出600百万円と定期預金の払戻による収入700百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度及び当第3四半期累計期間の仕入実績を事業部門別に示すと次のとおりです。

| 事業部門の名称 | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | | 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|---------|--------------------------------------|----------|--|
| | 仕入実績(千円) | 前年同期比(%) | 仕入実績(千円) |
| LSI製品事業 | 154,722 | 150.6 | 51,828 |
| 合計 | 154,722 | 150.6 | 51,828 |

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当事業年度及び当第3四半期累計期間の受注状況を事業部門別に示すと次のとおりであります。

| 事業部門の名称 | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | | | | 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | |
|---------|--------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|
| | 受注高 (千円) | 前年同期比 (%) | 受注残高 (千円) | 前年同期比 (%) | 受注高 (千円) | 受注残高 (千円) |
| LSI製品事業 | 261,062 | 163.8 | 67,500 | 3,105.4 | 373 | 373 |
| その他の事業 | 36,876 | 27.4 | 7,600 | 26.6 | 4,328 | - |
| 合計 | 297,938 | 101.3 | 75,100 | 244.0 | 4,701 | 373 |

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. IPコアライセンス事業では、受注という概念が馴染まないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度及び当第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

| 事業部門の名称 | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | | 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|-------------|--------------------------------------|----------|--|
| | 販売実績(千円) | 前年同期比(%) | 販売実績(千円) |
| IPコアライセンス事業 | 639,033 | 137.4 | 315,533 |
| LSI製品事業 | 195,736 | 124.5 | 67,500 |
| その他の事業 | 57,876 | 54.5 | 11,878 |
| 合計 | 892,645 | 122.5 | 394,911 |

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

| 相手先 | 前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | | 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | |
|---|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|--|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| 任天堂株式会社 | 220,900 | 30.3 | 658,600 | 73.8 | 90,000 | 22.8 |
| 株式会社ブルーム・テクノ (平成22年11月1日付で株式 会社ニフコ アドヴァンスト テクノロジーから社名変更) | 154,584 | 21.2 | 195,736 | 21.9 | 67,500 | 17.1 |
| シャープ株式会社 | 274,720 | 37.7 | 27,000 | 3.0 | 198,946 | 50.4 |

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当事業年度の任天堂株式会社の販売実績の増加は、ライセンス収入及び技術サポートの増加によるものであります。

4. 当第3四半期累計期間のシャープ株式会社の販売実績の増加は、ランニングロイヤリティ収入の増加によるものであります。

3【対処すべき課題】

当社は、革新的でグローバルな会社として企業価値の向上に努めてまいります。今後は成長性が高くアジア圏内に主要顧客が集中している組み込み市場へ注力し、市場分野ごとにIPコアライセンス及びLSI製品の二軸を積極的に顧客に提案することで、継続的な事業の拡大を目指してまいります。

その実現のために、以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 市場分野の拡大

当社は段階的かつ戦略的に事業の拡大を目指しております。これまでは、第一段階としてアミューズメント市場でのLSI製品販売による実績確立を経て、第二段階としてモバイル・コンシューマー機器、自動車、産業機器といった分野における顧客へのIPコアライセンス供与を実現してきました。今後はこれらの実績をベースに各分野でのアプリケーション技術を蓄積し、さらなる顧客層の拡大を図ってまいります。

(2) 事業領域の拡大

当社は、設立以来グラフィックス分野に特化して事業展開してまいりました。今後は、グラフィックス周辺技術の自社開発を検討し、グラフィックス以外のIPコアを有する企業とのアライアンスも模索・検討してまいります。これにより自社グラフィックス技術を差別化の軸としながら、より付加価値の高い製品の提供を目指してまいります。

(3) 販売・サポート体制及び海外市場への進出

当社は、IPコアライセンス事業では限られた国内の顧客をターゲットに営業活動を展開しております。またLSI製品事業ではOEM形式で供給し、営業はOEM先である株式会社ブルーム・テクノに依存しております。今後は、海外も含めた顧客層の拡大が課題となり、それを実現するための国内外のIPコアライセンス代理店契約等による拡販、及びそれをサポートする上で必要な技術サポート体制の確立、社外パートナーとの連携に積極的に取り組んでまいります。

(4) 差別化技術によるIPの優位性確保

当社がビジネスの主軸とする3Dグラフィックス市場においては、後発メーカーである当社が生き残りを図るためには競合他社製品との差別化が重要と考えております。

競合他社が製品化している標準規格ベースのIPコアに比べ、当社IPコアはこれら標準規格を実装した上で、さらに独自拡張技術である「MAESTRO」といった、研究開発の成果に基づく差別化技術を実装しております。今後も競合他社との差別化技術の開発に継続して注力し、消費電力、性能面での優位性確保と強化を図ってまいります。

(5) 少数精鋭のための人材確保

当社は、少数精鋭の従業員で業務を推進しており、その核となる従業員は、高い専門性とプロジェクトを統括する能力が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保が急務であり、人材の確保・育成を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると思われる事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) IPコアライセンス事業における特定の他社製品への依存について

当社は、任天堂株式会社（以下、任天堂という）が販売する新携帯ゲーム機「ニンテンドー3DS」向けに半導体を供給する半導体メーカーから出荷数量に応じてグラフィックスIPコア「PICA200」のランニングロイヤリティを受領しております。なお、平成23年3月期においては、ランニングロイヤリティ収入が総売上高の過半（注）を占めております。

また、グラフィックスIPコア「PICA200」の携帯ゲーム機向けライセンス供与は、現状では任天堂製品向けに限る方針であります。

そのため任天堂の販売戦略に変更が生じた場合等、何らかの理由により、当社の想定よりも出荷時期が遅れ、または出荷台数が減少した場合には、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

（注）金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は本書提出日現在においては未了であり、監査報告書は受領しておりません。

(2) LSI製品事業における特定の製品販売先への依存について

当社はこれまで、株式会社ブルーム・テクノとアミューズメント機器市場向けLSI製品を共同で開発し、同製品の営業および販売は、同社を介した販売を基本としており、同製品の販売による売上確保については同社に依存しておりました。

同社との関係は良好に推移しており、今後も同社との取引の維持・拡大に努めることが重要と考えております。

しかしながら、何らかの理由により同社を通じたLSI製品の販売が困難になった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製造を委託していることについて

当社は、製造設備を持たない会社として研究開発業務に特化した事業活動を行っておりますので、当社LSI製品事業の製品の製造に関しては大手国内半導体メーカーに委託しております。

このような状況の下、当社では、製造委託先と良好な関係を構築し、維持していくことが重要と考えております。

しかしながら、製造委託先において十分な生産枠が確保できない場合や通常想定することができない事象により製造委託先の設備に問題等が発生するなど、何らかの理由により委託先における製造に支障が生じた場合、または、委託先との製造委託契約が終了し、適切な代替委託先が確保できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 販売先の市場動向による経営成績への影響について

当社製品は、モバイル・コンシューマー機器、アミューズメント機器、自動車、家電製品等の市場向けであり、これら顧客の機器製品にソフトウェアおよびハードウェアとして組み込まれて使用されております。

これら市場の製品はいずれもライフサイクルが短く、技術革新のスピードも早いため、当社の売上・利益を維持し、増大させるためには、市場の動向を見極めた上で新市場の開拓を積極的に行う必要があります。

当社としては、日頃から顧客や外部機関等からの情報を分析することにより、市場動向の変化に応じて、新規製品の開発、新市場の開拓に取り組んでおりますが、これら市場の動向に当社の予想以上の変化があり、当社の新規製品の開発または新市場の開拓が遅れた場合には、当社の売上高および利益ともに影響を受ける可能性があります。

(5) 代表者への依存について

当社の代表取締役社長兼CEOである山本達夫は、過去にエンジニアとして従事していた経験もあり、技術的にも非常に当社の製品に精通しております。また、これまでに培った広い人脈を活かして、自ら国内外への営業活動も行っており、当社の技術面・営業面での同氏への依存度は非常に高くなっております。

今後は、組織のさらなる体系化および人材育成強化等の策を講じ、同氏への依存度を低下させるべく体制の構築に努めていく所存ではありますが、当面は同氏への依存度は高いままであることが見込まれます。

このような状況下において、退任等何らかの要因により、同氏の当社における業務執行が困難となった場合、当社の業績および事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 第三者の知的財産権を侵害する可能性について

当社は提出日現在において、提供するIPコア・LSI製品の技術および制作する表現物等に関して、第三者より知的財産権を侵害する旨のクレーム、侵害訴訟等を提起する等の通知は受けておりません。

当社は、当社のIPコア技術が第三者の特許権を侵害する可能性につき調査を行っておりますが、当社が提供するIPコア・LSI製品の技術および表現物等が、特許権その他第三者の知的財産権を侵害する可能性を完全に排除することは困難であり、今後このような第三者の知的財産権を侵害する旨のクレームを受け、または侵害訴訟を提起され、当社の事業が差し止められ、または損害賠償等の金銭的な負担を強いられる等の結果となった場合、当社の業績および社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術の進展等について

当社の事業は、画像処理やグラフィックス処理技術に密接に関連しておりますが、これらの技術の進展は著しく、短期間で新機種が発売され、高機能化も進んでおります。

当社としては、技術開発に注力し、技術の進展に対応していく方針であります。しかしながら、当社が予想しない新技術の開発・普及により事業環境が急変し、当社が迅速または適切に対応できない場合、または、競合他社が当社を上回る技術を開発し、当社技術が陳腐化した場合には、当社の売上高または利益が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、これらの状況に迅速に対応するため、研究開発費等の費用が多額に発生した場合には、当社の経営成績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害及び事故等について

当社及び当社取引先の事業拠点が、地震及び台風等の自然災害、事故、火災、テロ等の被害を受けた場合、当社の事業活動に支障を生じ、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) ベンチャーキャピタルによる株式所有について

提出日現在の当社の発行済株式総数1,972,200株のうち、ベンチャーキャピタルおよびベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が所有している株式数は1,370,800株で、その所有割合は69.5%であります。

一般的に、ベンチャーキャピタルおよび投資事業組合による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社株主であるこれらのベンチャーキャピタルおよび投資事業組合についても、当社株式上場後に所有する株式の全部または一部を売却する可能性があり、かかる場合には当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新株予約権について

当社では、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること並びに社外協力者の更なる当社への貢献を目的として、役員および従業員並びに社外協力者に対して新株予約権を付与しております。提出日現在、新株予約権による潜在株式総数は469,400株であり、発行済株式総数1,972,200株の23.8%にあたります。発行された新株予約権の行使により発行された新株は、将来的に当社の株式上場後の当社株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社は、平成14年7月に株式会社として設立されましたが、社歴が浅く、また、提出日現在、取締役5名、監査役3名、従業員23名と事業規模が小規模であることから、人員体制の未整備、少人数の役職員への依存等、小規模組織特有の課題があると認識しております。

今後は、事業の拡大に伴い業務遂行体制の充実に努めてまいります。人的資源に限りがあるため、役職員の業務遂行上支障が生じた場合、あるいは役職員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたし、業績に影響を与える可能性があります。

(12) 人材の確保・育成について

当社は、今後の事業拡大に向けて、優秀な人材の確保・育成が不可欠であると認識しております。そのため、人材に報いるための年俸制度、ストックオプション制度等も導入しておりますが、いずれも継続的な人材の確保を保証するものではなく、適格な人材を十分確保できなかった場合には、当社の事業拡大が制約を受ける可能性があります。当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報管理体制について

当社は研究開発をはじめとする当社の事業活動に際して情報管理が重要であると認識しており、このため、コンピューター・ウィルスの検知、ファイアウォールの構築等の外部からの侵入に対する予防策および情報へのアクセス可能な管理者の制限、当社と役員および顧客等との間における機密保持契約の締結、ランダムテンキーロックによる入退出管理等の情報流出対策を講じるとともに、ハード面での障害時により業務への支障が生じないようにデータ管理の多重化を行うなど、情報管理に関するシステムと社内体制の構築を行っております。

しかしながら、これらのシステム・体制によっても情報漏洩の可能性を完全に排除することは困難であり、今後何らかの理由により当社の技術情報等重要な情報が社外に流出した場合、当社の業績および事業運営に影響する可能性があります。

(14) 配当政策について

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

一方で当社は現在、成長段階にあると認識しており、設立以来、利益配当を行っておりません。

今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性およびその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び技術革新に対応するための研究開発体制強化の財源として利用していく予定であります。

(15) 資金使途について

当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、全額を今後の研究開発費に充当する計画であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応するために、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。

また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。

5【経営上の重要な契約等】

| 相手方の名称 | 契約の内容 | 契約期間 |
|---|--|--|
| 富士通エレクトロニクス株式会社 | 当社LSI製品の製造委託 | 平成19年8月21日より1年間（注1） 期間満了の3ヶ月前までにいずれからも 申し出のない限り1年間延長、以降も同様 |
| シャープ株式会社 | 特定製品向けの当社グラフィックス IPコアの使用許諾（注2） | 平成19年7月25日より10年間 期間満了の1年前までにいずれからも申 し出のない限り1年間延長、以降も同様 |
| 任天堂株式会社 | 当社ソフトウェアIPの使用許諾 （注3） | 平成20年8月1日より同技術を採用した 任天堂製品の販売・頒布の終了または任 天堂製品向けのソフトウェアの販売・頒 布の終了のうち、いずれか遅い方まで有 効 |
| 任天堂株式会社 | 任天堂製品用開発環境の改良および サポートに係る業務受託 | 受託期間は平成21年8月1日より平成22 年7月31日まで（ただし、合意により平 成23年7月31日まで延長） |
| NECエレクトロニクス株式会社 （現ルネサス モバイル株式会 社） | モバイル・コンシューマー製品用S oC向けの当社IPコアの使用許諾 （注2） | 平成22年3月23日より3年間 期間満了の3ヶ月前までにいずれからも 申し出のない限り1年間延長、以降も同 様 |
| 富士通セミコンダクター株式会社 | S o C 向けの当社 I P コアの使用許 諾（注4） | 平成22年7月13日より3年間 期間満了の1年前までにいずれからも申 し出のない限り1年間延長、以降も同様 |

- （注）1．当初の契約期間が満了していますが、自動延長規定の適用により現在も契約の効力は存続しております。
- 2．当社はライセンス収入およびランニングロイヤリティ収入を収受することとなっております。
- 3．当社はライセンス収入を収受しております。
- 4．当社は今後富士通セミコンダクター株式会社の顧客からライセンス収入およびランニングロイヤリティ収入を収受する予定です。

6【研究開発活動】

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．研究開発体制

ソフトウェア開発部およびハードウェア開発部に15名の開発技術者が在籍しており、グラフィックスIPコアに対して研究開発活動を行っています。

2．グラフィックスIPコアの開発状況と開発成果

組み込み機器向けの3Dグラフィックス（OpenGL ES）および2Dグラフィックス（OpenVG）に準拠したグラフィックスIPコアの開発を進めています。

また、標準規格のグラフィックスIPコア開発に加え、当社独自の技術を実装することで、競合他社との差別化を図るための技術の開発を推進しています。

(1) 開発状況

「MAESTRO」の開発

一般的にソフトウェアで処理される3Dグラフィックスの陰影付け処理などを、ハードウェアに実装することで、より写実的な3Dグラフィックス描画を低消費電力、高品質、かつ高速に実現することができる「MAESTRO」を開発しました。この技術をもとにさらなるアルゴリズム（注1）開発、ハードウェア・ソフトウェアの開発を進めています。

IPコアを最適に動作させるための技術開発

グラフィックスシステムを構築する際、各種システムの特性に対して最適な組み込み・統合を行うことで、低消費電力でありながら大画面に対する表示対応や、パソコンで使用されるような高度なグラフィックス機能を有する描画システムを構築することが可能となります。当社ではこの最適な組み込み・統合を容易にするために、IPコアに係わる周辺ハードウェアおよび、周辺ソフトウェアの研究開発を進めています。本技術とIPコアを併せて顧客に提供することで、最大限に最適化できるソリューションを提供することが可能となります。

(2) 開発成果

3DグラフィックスIPコア「PICA200 Lite」

OpenGL ESに準拠したIPコア「PICA200 Lite」を開発しました。このIPコアは、既に実績のある「PICA200」の持つ低消費電力や高性能といった特徴を引き継ぎ、大画面表示に対応しながら消費電力や回路規模の更なる低減を実現しています。

なお、このIPコアは、既存のソフトウェア資産の再利用が可能です。

3DグラフィックスIPコア「PICA200 for FPGA（注2）」

「PICA200 Lite」をベースに、少量生産向けのFPGA実装に最適化されたリアルタイム・フル3DグラフィックスIPコアで、主に産業機器、医療機器、航空宇宙関連機器など、少量生産や長期供給を確保する目的でFPGAを使用するアプリケーションに向けて開発しました。

2DグラフィックスIPコア「SMAPH-F（スマフ・エフ）」

OpenVGに準拠したIPコア「SMAPH-F」を開発しました。このIPコアは、大画面表示やアウトラインフォント描画に対応するアプリケーションを低消費電力で実現することができます。また、OpenVGの機能に加えて当社独自のグラデーション拡張機能を搭載することが可能です。本拡張機能によって、多彩な描画表現を従来手法に比べてより高速かつ省メモリーで実現することができます。

(注) 1．「アルゴリズム」とは、問題を解くための効率的手順を定式化した形で表現したものを意味します。

2．「FPGA」とは、製造後に購入者や設計者が構成を設定できる集積回路です。「FPGA」はField-Programmable Gate Arrayの略称です。

3．研究開発費

当事業年度における研究開発費総額は224百万円となっております。

当第3四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

1. 研究開発体制

ソフトウェア開発部およびハードウェア開発部に15名の開発技術者が在籍しており、グラフィックスIPコアに対して研究開発活動を行っています。

2. グラフィックスIPコアの開発状況と開発成果

組み込み機器向けの3Dグラフィックス（OpenGL ES）および2Dグラフィックス（OpenVG）に準拠したグラフィックスIPコアの開発を進めています。

また、標準規格のグラフィックスIPコア開発に加え、当社独自の技術を実装することで、競合他社との差別化を図るための技術の開発を推進しています。

(1) 開発状況

「MAESTRO」の開発

一般的にソフトウェアで処理される3Dグラフィックスの陰影付け処理などを、ハードウェアに実装することで、より写実的な3Dグラフィックス描画を低消費電力、高品質、かつ高速に実現することができる「MAESTRO」を開発しました。この技術をもとにさらなるアルゴリズム開発、ハードウェア・ソフトウェアの開発を進めています。

IPコアを最適に動作させるための技術開発

グラフィックスシステムを構築する際、各種システムの特性に対して最適な組み込み・統合を行うことで、低消費電力でありながら大画面に対する表示対応や、パソコンで使用されるような高度なグラフィックス機能を有する描画システムを構築することが可能となります。当社ではこの最適な組み込み・統合を容易にするために、IPコアに係わる周辺ハードウェアおよび、周辺ソフトウェアの研究開発を進めています。本技術とIPコアを併せて顧客に提供することで、最大限に最適化できるソリューションを提供することが可能となります。

(2) 開発成果

3DグラフィックスIPコア「SMAPH-S（スマフ・エス）」

OpenGL ES 2.0に準拠したIPコア「SMAPH-S」を開発しました。このIPコアは、既に実績のある「PICA200」の持つ低消費電力や高性能といった特長を引き継ぎながら、近年様々な機器で採用されているプログラマブルシェーダ（注1）機能に対応しながらも消費電力や回路規模の更なる低減を実現しています。

2DグラフィックスIPコア「SMAPH-H（スマフ・エイチ）」

OpenGL ESおよびOpenVGに対応したIPコア「SMAPH-H」を開発しました。このIPコアは、既に実績のある3Dグラフィックス機能をもつPICA200 Liteと2Dグラフィックス機能をもつSMAPH-Fを最適に組み合わせることで、3Dおよび大画面表示や高品質なフォント描画に対応するアプリケーションを低消費電力で実現することができます。

（注）1. 「プログラマブルシェーダ」とは、3Dグラフィックスの陰影付け処理などをソフトウェアで処理する技術です。

3. 研究開発費

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、193百万円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。当社はこの財務諸表の作成にあたって、たな卸資産の評価、減価償却資産の耐用年数の設定、繰延税金資産の計上、偶発債務の認識等の重要な会計方針に関する見積りおよび判断を行っております。当社経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積りおよび判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社の事業領域である組み込み機器分野は、特に事業年度前半は企業の経費削減・設備投資抑止の流れが続き、後半はやや持ち直したものの大変厳しい受注環境となりました。

このような環境下において、顧客企業への製品提案に注力し、積極的に営業活動を展開した結果、2件の新規IPコアライセンスの契約を獲得いたしました。また、前事業年度以前に契約したIPコアライセンスの継続技術サポートにより、顧客製品の量産立上げを支援しIPコアライセンス事業の売上高は639百万円（前年同期比37.4%増）、LSI製品事業は195百万円（同24.5%増）、その他の事業は57百万円（同45.5%減）となりました。売上原価はLSI製品の売上増加に伴い商品及び製品仕入高が増加し239百万円（同33.8%増）となりました。販売費及び一般管理費は研究開発費が増加したことにより、466百万円（同12.8%増）となりました。

以上の結果、売上高は892百万円（同22.5%増）、営業利益187百万円（同37.1%増）、経常利益188百万円（同37.7%増）、当期純利益187百万円（同38.6%増）となりました。

当第3四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

当社の当第3四半期累計期間のIPコアライセンス事業の売上高は315百万円、LSI製品事業の売上高は67百万円、その他の事業の売上高は11百万円となりました。前事業年度まではライセンス収入が収益の大半を占めておりましたが、9月より大手半導体メーカーによる半導体の量産が開始されたことに伴い、ランニングロイヤリティ収入が発生しております。ランニングロイヤリティ収入は、顧客製品の生産開始から生産終了まで数年間にわたり継続的に発生しますが、通常はこの間に当社のコストが発生することはありませんので、今後安定した収益を確保することができるものと考えております。

しかしながらランニングロイヤリティ収入が発生する以前の8月までは固定費回収までには至らず、売上高は394百万円、営業損失89百万円、経常損失90百万円、四半期純損失97百万円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を及ぼす要因について

当社が当面の間に見込んでいるランニングロイヤリティ収入は任天堂が販売する新携帯ゲーム機「ニンテンドー3DS」の製造台数に大きく依存しております。その結果、当該製品の販売戦略に変更が生じた場合等には、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社の事業領域である組み込み機器分野では、翌事業年度以降も企業の経費削減・設備投資抑止の流れが続き、大変厳しい受注環境となるものと予想されます。

このような状況下におきまして、翌事業年度は、デジタルカメラ、自動車、メディアプレイヤー、テレビ等を製造するセットメーカーや、それらに半導体を供給する半導体メーカーへの提案を強化し、新たなライセンスを獲得することに注力してまいります。

また、次世代グラフィックスIPコアの開発を加速することで、将来にわたる当社の事業基盤強化を図ります。グラフィックスLSI販売においてはLSI供給先である株式会社ブルーム・テクノの営業をサポートし、LSI製品の増大を図るとともに、次世代グラフィックスLSI開発の計画策定を行ってまいります。研究開発やマーケティング・営業にあたっては以上を考慮した展開を行ってまいります。

(5) 財政状態に関する分析

当事業年度末（平成22年3月31日現在）

当社は、製造設備を持たないため当社の貸借対照表は固定資産は総資産の4.3%と低く、また、金融機関等からの借入金はなく、運転資金および設備投資等の資金需要に対しては、自己資金を充当することを基本としているため、負債は総資産の8.8%と低くなる特徴があります。以上により、流動比率は1,091.3%、自己資本比率は91.2%となっております。

資産は、1,141百万円（前事業年度末比120百万円増）となりました。これは流動資産が現金及び預金、前払費用の増加と売掛金の減少により133百万円増加したこと、および固定資産が減価償却による減少などにより13百万円減少したこと等によるものであります。

負債は、100百万円（前事業年度末比67百万円減）となりました。これは製品仕入れによる買掛金の減少等によるものであります。

純資産は、当期純利益187百万円を計上したことにより1,041百万円（前事業年度末比187百万円増）となりました。

この結果、当事業年度末における資産総額は1,141百万円（前事業年度末比120百万円増）となりました。

当第3四半期会計期間末（平成22年12月31日現在）

資産は、979百万円（前事業年度末比161百万円減）となりました。これは現金及び預金と受取手形及び売掛金等が減少したことにより、流動資産が163百万円減少したこと、および固定資産が資産除去債務の計上等により1百万円増加したことによるものであります。

負債は、35百万円（前事業年度末比64百万円減）となりました。これは製品仕入れによる買掛金の減少および資産除去債務の計上による資産除去債務と繰延税金負債の増加によるものであります。

純資産は、四半期純損失97百万円を計上したことにより944百万円（前事業年度末比97百万円減）となりました。

この結果、当第3四半期会計期間末における資産総額は979百万円（前事業年度末比161百万円減）となりました。

(6) キャッシュ・フローの状況に関する分析

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ304百万円減少し85百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは380百万円の収入（前年同期は178百万円の支出）となりました。主な増加要因は、売上債権の減少額274百万円と税引前当期純利益188百万円であり、主な減少要因は、仕入債務の減少額61百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは684百万円の支出（前年同期は9百万円の支出）となりました。これは定期預金の預入による支出700百万円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

なお、当社のキャッシュ・フロー関連指標の推移は下記のとおりであります。

| | 平成21年3月期 | 平成22年3月期 |
|-----------|----------|----------|
| 自己資本比率(%) | 83.6 | 91.2 |

自己資本比率：自己資本 / 総資産

当第3四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

当第3四半期累計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ11百万円増加し96百万円となりました。

当第3四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは78百万円の支出となりました。主な増加要因は、売上債権の減少額51百万円であり、主な減少要因は、税引前四半期純損失95百万円と仕入債務の減少額42百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは89百万円の収入となりました。これは定期預金の預入による支出600百万円と定期預金の払戻による収入700百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

なお、当社のキャッシュ・フロー関連指標の推移は下記のとおりであります。

| | 平成23年3月期 第3四半期会計期間末 |
|-----------|------------------------|
| 自己資本比率(%) | 96.4 |

自己資本比率：自己資本 / 総資産

（7）経営者の問題意識と今後の方針

当社は、組み込み機器向けのグラフィックス分野において、市場分野の拡大による顧客層の拡大を図り、事業領域の拡大による高付加価値製品の提供、差別化技術によるIPの優位性確保さらに高い専門性を持った人材の確保に注力することで企業価値の向上に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当事業年度の設備投資につきましては、受注案件増加に対応するため、また業務の効率化、改善を主眼に社内インフラ整備及び環境整備のために総額4,675千円の設備投資を実施しました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

当第3四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

当第3四半期累計期間の設備投資につきましては、研究開発設備の拡充及び受注案件増加に対応するため、社内インフラ整備及び環境整備のために総額9,923千円の設備投資を実施しました。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成22年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | | 従業員数 (人) |
|-----------------|------------|------------|-----------------------|----------------|-------------|------------|-------------|
| | | 建物 (千円) | 工具、器具及 び備品 (千円) | ソフトウェア (千円) | 土地 (面積㎡) | 合計 (千円) | |
| 本社 (東京都武蔵野市) | 本社、事業 所 | 5,850 | 14,667 | 4,647 | - | 25,166 | 22 (1) |

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成23年4月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 7,000,000 |
| 計 | 7,000,000 |

(注) 平成22年8月26日開催の臨時株主総会決議により種類株式廃止と株式分割を伴う定款変更が行われており、発行可能株式総数は6,860,000株増加し、7,000,000株となっております。

【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------|----------------------------|--|
| 普通株式 | 1,972,200 | 非上場 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株となっております。 |
| 計 | 1,972,200 | - | - |

- (注) 1. 平成22年7月26日に、取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したため、普通株式の発行済株式数は、19,722株となっております。
2. 平成22年7月29日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式（A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式）をすべて消却いたしました。これにより、発行済株式総数は普通株式19,722株となっております。
3. 平成22年7月29日開催の取締役会決議および平成22年8月26日開催の臨時株主総会決議により、平成22年8月26日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより株式数は1,952,478株増加し、発行済株式総数は1,972,200株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年3月17日臨時株主総会決議（第1回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年4月30日) |
|--|------------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 514 (注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 514 (注2) | 51,400 (注2、4) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 150,000 (注3) | 1,500 (注3、4) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成18年3月18日 至平成26年3月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 150,000 資本組入額 75,000 | 発行価格 1,500 資本組入額 750 (注4) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注5) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第1回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成16年3月17日臨時株主総会決議（第2回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年4月30日) |
|--|------------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 22 (注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 22 (注2) | 2,200 (注2、4) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 150,000 (注3) | 1,500 (注3、4) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成18年3月18日 至平成26年3月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 150,000 資本組入額 75,000 | 発行価格 1,500 資本組入額 750 (注4) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注5) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在
は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権者が次の場合、行使できないものとする。

- (1)本新株予約権者が債務について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済をすることができないとき。
 - (2)本新株予約権者が租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - (3)本新株予約権者が支払の停止または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4)本新株予約権者の所有物件に対して、差押もしくは競売の申請があったとき。
 - (5)本新株予約権者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始または会社更生手続開始その他倒産法制に規定された手続き開始の申立があったとき、もしくは、本新株予約権者が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - (6)本新株予約権者がその事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止または譲渡したとき。
- 本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。第2回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成16年3月17日臨時株主総会決議（第3回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 （平成22年3月31日） | 提出日の前月末現在 （平成23年4月30日） |
|--|------------------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 360（注1） | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 360（注1、2） | 36,000（注1、2、4） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 150,000（注3） | 1,500（注3、4） |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成18年6月17日 至平成26年3月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 150,000 資本組入額 75,000 | 発行価格 1,500 資本組入額 750（注4） |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

（注）1．新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数および株式数は除外しております。

最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在では、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2．新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第3回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年1月5日臨時株主総会決議（第4回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 （平成22年3月31日） | 提出日の前月末現在 （平成23年4月30日） |
|--|------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 422（注1） | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 422（注2） | 42,200（注2、4） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 200,000（注3） | 2,000（注3、4） |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成19年1月14日 至平成27年1月4日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 200,000 資本組入額 100,000 | 発行価格 2,000 資本組入額 1,000（注4） |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

（注）1. 最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第4回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年1月5日臨時株主総会決議（第5回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年4月30日) |
|--|------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 590 (注1) | 580 (注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 590 (注1、2) | 58,000 (注1、2、4) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 200,000 (注3) | 2,000 (注3、4) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成19年11月17日 至平成27年1月4日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 200,000 資本組入額 100,000 | 発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注5) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数および株式数は除外しております。

最近事業年度末現在、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。提出日の前月末現在、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年 8 月26日付をもって 1 株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第 5 回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年1月5日臨時株主総会決議（第6回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年4月30日) |
|--|------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 138 (注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 138 (注1、2) | 13,800 (注1、2、4) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 200,000 (注3) | 2,000 (注3、4) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成19年12月22日 至平成27年1月4日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 200,000 資本組入額 100,000 | 発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注5) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件に基づき、各事業年度の営業利益が所定の金額に達しなかったことにより失権した個数および株式数は除外しております。

最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在では、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第6回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年10月7日臨時株主総会決議（第7回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年4月30日) |
|--|------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 402 (注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 402 (注2) | 40,200 (注2、4) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 200,000 (注3) | 2,000 (注3、4) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成19年12月22日 至平成27年10月6日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 200,000 資本組入額 100,000 | 発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注5) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 最近事業年度末現在、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第7回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月26日定時株主総会決議（第8回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 （平成22年3月31日） | 提出日の前月末現在 （平成23年4月30日） |
|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 1,304（注1） | 1,226（注1、2） |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 1,304（注3） | 122,600（注2、3、5） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 200,000（注4） | 2,000（注4、5） |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成22年7月1日 至平成30年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 200,000 資本組入額 100,000 | 発行価格 2,000 資本組入額 1,000（注5） |
| 新株予約権の行使の条件 | （注6） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

（注）1．最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2．新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数および株式数は除外しております。

3．新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、（注）3において時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

4．新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

新株予約権を分割して行使することはできない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

平成20年6月26日定時株主総会決議（第9回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 （平成22年3月31日） | 提出日の前月末現在 （平成23年4月30日） |
|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 25（注1） | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 25（注2） | 2,500（注2、4） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 200,000（注3） | 2,000（注3、4） |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成22年7月1日 至平成30年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 200,000 資本組入額 100,000 | 発行価格 2,000 資本組入額 1,000（注4） |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

（注）1. 最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、（注）2において時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4．平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5．新株予約権の行使の条件
 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
 新株予約権を分割して行使することはできない。
 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

平成21年5月27日臨時株主総会決議（第10回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年4月30日) |
|--|------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 775 (注1) | 755 (注1, 2) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 775 (注3) | 75,500 (注2, 3, 5) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 110,000 (注4) | 1,100 (注4, 5) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成23年5月29日 至平成30年5月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 110,000 資本組入額 55,000 | 発行価格 1,100 資本組入額 550 (注5) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注6) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1．最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在
 は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2．新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数および株式数は除外しております。

3．新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、(注)3において時価を下回る価額で新株式の発行(自己株式の処分を含む)を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

4．新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(自己株式の処分を含む)を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

新株予約権は1個を分割して行使することはできない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

平成22年3月25日臨時株主総会決議（第11回）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年4月30日) |
|--|------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 250 (注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 250 (注2) | 25,000 (注2、4) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 110,000 (注3) | 1,100 (注3、4) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成24年3月27日 至平成30年5月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 110,000 資本組入額 55,000 | 発行価格 1,100 資本組入額 550 (注4) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注5) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。提出日の前月末現在、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、(注)2において時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4．平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

新株予約権は1個を分割して行使することはできない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|--------------------|---|---|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成19年11月6日 (注1) | 普通株式 - A種優先株式 - B種優先株式 - C種優先株式 - D種優先株式 2,500 計 2,500 | 普通株式 3,000 A種優先株式 2,500 B種優先株式 4,784 C種優先株式 6,740 D種優先株式 2,500 計 19,524 | 250,000 | 350,000 | 250,000 | 1,139,000 |
| 平成20年6月26日 (注2) | - | 普通株式 3,000 A種優先株式 2,500 B種優先株式 4,784 C種優先株式 6,740 D種優先株式 2,500 計 19,524 | - | 350,000 | 769,788 | 369,211 |
| 平成22年7月26日 (注3) | 普通株式 16,722 A種優先株式 - B種優先株式 - C種優先株式 - D種優先株式 - 計 16,722 | 普通株式 19,722 A種優先株式 2,500 B種優先株式 4,784 C種優先株式 6,740 D種優先株式 2,500 計 36,246 | - | 350,000 | - | 369,211 |

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(千円) | 資本金残高(千円) | 資本準備金増減額(千円) | 資本準備金残高(千円) |
|--------------------|--|---|------------|-----------|--------------|-------------|
| 平成22年7月29日 (注4) | 普通株式 - A種優先株式 2,500 B種優先株式 4,784 C種優先株式 6,740 D種優先株式 2,500 計 16,524 | 普通株式 19,722 A種優先株式 - B種優先株式 - C種優先株式 - D種優先株式 - 計 19,722 | - | 350,000 | - | 369,211 |
| 平成22年8月26日 (注5) | 普通株式 1,952,478 | 普通株式 1,972,200 | - | 350,000 | - | 369,211 |

(注) 1. 有償第三者割当増資(D種優先株式)

主な割当先 アント・リード2号投資事業有限責任組合、JAIC-アドバンスドテック1号投資事業有限責任組合、Apax Globis Japan Fund,L.P、投資事業組合オリックス11号、あおぞらインベストメント2号投資事業有限責任組合、他3社であります。

発行価額 200,000円

資本組入額 100,000円

- 資本準備金の減少額は欠損てん補によるものであります。
- 平成22年7月26日に、全ての種類株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付いたしました。これにより、普通株式の発行済株式数は16,722株増加し、普通株式19,722株となっております。
- 平成22年7月29日付取締役会決議により、自己株式として保有する、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式をすべて消却いたしました。これにより、発行済株式総数は、普通株式19,722株のみとなっております。
- 平成22年7月29日開催の取締役会決議および平成22年8月26日開催の臨時株主総会決議により、平成22年8月26日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより株式数は1,952,478株増加し、発行済株式総数は1,972,200株となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成23年4月30日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) | |
|-------------|--------------------|-------|----------|--------|-------|----|--------|--------------|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 1 | - | 3 | 4 | - | 30 | 38 | - |
| 所有株式数(単元) | - | 2,944 | - | 1,573 | 2,719 | - | 12,486 | 19,722 | - |
| 所有株式数の割合(%) | - | 14.93 | - | 7.97 | 13.79 | - | 63.31 | 100.00 | - |

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年4月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|---------------------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,972,200 | 19,722 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 1,972,200 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 19,722 | - |

【自己株式等】

平成23年4月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|--------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| - | - | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - | - |

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成16年3月17日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成16年3月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

第3回新株予約権（平成16年3月17日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成16年3月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 1 当社従業員 19 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により11名減少しております。

第4回新株予約権（平成17年1月5日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年1月5日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

第5回新株予約権（平成17年1月5日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年1月5日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 20 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により9名減少しております。

第6回新株予約権（平成17年1月5日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年1月5日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

第7回新株予約権（平成17年10月7日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年10月7日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

第8回新株予約権（平成20年6月26日定時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年6月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 2 当社従業員 11 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により1名減少しております。

第10回新株予約権（平成21年5月27日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成21年5月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 2 当社従業員 12 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により2名減少しております。

第11回新株予約権（平成22年3月25日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 決議年月日 | 平成22年3月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号による優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式の種類 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|--|------------|--------|----------|
| 最近事業年度前における取得自己株式 | - | - | - |
| 最近事業年度における取得自己株式 (平成21年4月1日～平成22年3月31日) | - | - | - |
| 最近期間における取得自己株式 | A種優先株式(注1) | 2,500 | - |
| | B種優先株式(注2) | 4,784 | - |
| | C種優先株式(注3) | 6,740 | - |
| | D種優先株式(注4) | 2,500 | - |

(注)1. 取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式2,500株を交付しております。

2. 取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式4,829株を交付しております。

3. 取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式6,851株を交付しております。

4. 取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式2,542株を交付しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 株式の種類 | 最近事業年度 | | 最近期間 | |
|-----------------------------|--------|--------|------------|--------|------------|
| | | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | A種優先株式 | - | - | 2,500 | - |
| | B種優先株式 | - | - | 4,784 | - |
| | C種優先株式 | - | - | 6,740 | - |
| | D種優先株式 | - | - | 2,500 | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | - | - | - | - | - |

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

一方で当社は現在成長過程にあり将来拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性およびその実施時期については未定であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。

また、当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化および技術革新に対応するための研究開発体制強化の財源として利用していく予定であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|------------|-------|-------------|---|----------|--------------|
| 代表取締役 | 社長兼CEO | 山本 達夫 | 昭和31年8月10日生 | 昭和52年4月 日本ユニバック(株)(現日本ユニシス(株))入社 昭和56年2月 日本IBM(株)入社 昭和58年3月 米IBMへ出向 平成8年3月 セガ オブ アメリカ入社 平成9年9月 日立セミコンダクターアメリカ(現ルネサステクノロジー アメリカ)入社 平成16年3月 当社 代表取締役社長兼CEO就任(現任) | 注3 | 5,000 |
| 取締役 | 管理部長兼CFO | 古川 聖 | 昭和33年7月22日生 | 昭和57年4月 カシオ計算機(株)入社 平成11年12月 カシオマイクロニクス(株)入社 平成20年5月 当社 入社 管理部長 平成20年10月 当社 取締役管理部長兼CFO就任(現任) | 注3 | 2,000 |
| 取締役 | ソフトウェア開発部長 | 岩田 茂人 | 昭和48年6月22日生 | 平成11年4月 エルグ(株)(現イーソル(株))入社 平成15年2月 当社 入社 平成20年10月 当社 執行役員 ソフトウェア開発部担当 平成22年3月 当社 取締役就任 ソフトウェア開発部長(現任) | 注3 | - |
| 取締役 | ハードウェア開発部長 | 大淵 栄作 | 昭和53年1月26日生 | 平成14年4月 日本電気(株)入社 平成14年11月 NECエレクトロニクス(株)(現ルネサス エレクトロニクス(株)) 転籍 平成17年3月 当社 入社 平成20年10月 当社 執行役員 ハードウェア開発部担当 平成22年3月 当社 取締役就任 ハードウェア開発部長(現任) | 注3 | - |
| 取締役 | - | 岡本 伸一 | 昭和33年4月28日生 | 昭和58年4月 (株)CBSソニー(現(株)ソニー・ミュージック・エンターテイメント)入社 昭和60年8月 (株)アンプルソフトウェア入社 昭和62年8月 日本デジタル・イクイップメント(株)入社 平成元年8月 ソニー(株)入社 平成15年9月 R&Dコンサルタント開業 平成16年11月 当社 取締役就任(現任) 平成22年3月 (株)ブルー・シフト・テクノロジー設立 代表取締役(現任) | 注1 注3 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|----|-------|--------------|--|----------|--------------|
| 常勤監査役 | - | 平野 雄士 | 昭和22年3月22日生 | 昭和61年4月 (株)アデランス(現(株)ユニヘ アー)入社 平成18年5月 同社 常勤監査役 平成20年10月 当社 常勤監査役就任(現任) | 注2 注4 | - |
| 監査役 | - | 犬飼 和之 | 昭和22年11月12日生 | 昭和48年4月 (株)ビジネスコンサルタント入社 昭和52年10月 (株)ソフトウェア設計設立 平成14年7月 当社設立 取締役就任 平成17年6月 当社 監査役就任(現任) | 注4 | 60,000 |
| 監査役 | - | 山口十思雄 | 昭和38年6月4日生 | 昭和63年10月 サンワ等松青木監査法人(現有 限責任監査法人トーマツ)入社 平成8年8月 (株)ジャフコ入社 ジャフコ公開コ ンサルティング(株)(現ジャフコ コンサルティング(株)) 出向 平成20年5月 山口公認会計士事務所を開設 平成21年6月 当社 監査役就任(現任) 平成23年3月 (株)セルシード監査役(現任) | 注2 注4 | - |
| 計 | | | | | | 67,000 |

- (注) 1. 取締役岡本伸一は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役平野雄士、山口十思雄は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成22年8月26日より2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
4. 平成22年8月26日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識しており、企業倫理と法令遵守の徹底および内部統制の強化を推進するとともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現により、株主をはじめとするステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するため企業価値の拡大に努めます。

会社機関の内容

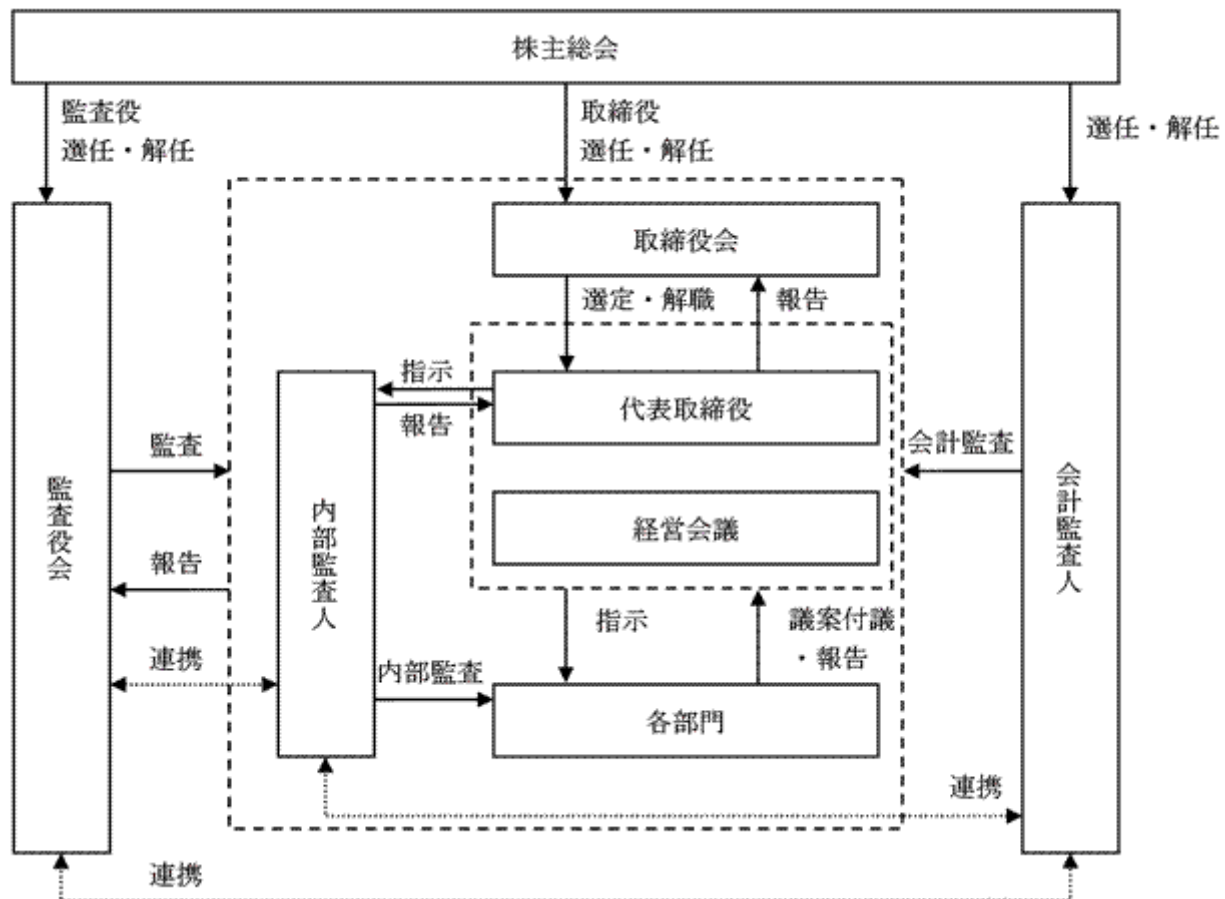
当社は、監査役制度を採用しており、以下の機関により経営の運営、法令および定款の適合の確認を行っております。

- イ 取締役会は、常勤の取締役4名のほか社外取締役1名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議および意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、取締役会を開催することになっております。平成22年3月期においては、取締役会を16回開催しております。取締役会には監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。
- ロ 監査役会は、常勤監査役（社外）1名と非常勤監査役2名（うち1名は社外）で構成されております。監査役会は、原則として取締役会の開催日に開かれ、取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの経営会議等重要な会議での状況報告、取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定をしております。
- ハ 経営会議は、常勤の取締役等により構成されております。経営会議は、定期的に毎月1回開催され、業務執行状況の報告を行うほか、取締役会報告事項や付議議案について討議、検討、確認を行います。
 - 二 内部監査につきましては、当社は製造設備を持たないため、会社規模が比較的小さく、内部統制の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保したうえで、担当、責任者を兼務させております。内部監査人は、監査役および会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、管理部管理職が兼務する内部監査人（2名）が管理部以外の部門の監査を担当し、管理部の監査は管理部以外の部門の管理職が担当して、それぞれ監査実施結果および改善策を代表取締役へ報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、フォローアップ監査を実施し、その実効性を確保しております。

監査役監査につきましては、上場会社での経理部門の経験が長く財務および会計に相当程度の知見を有している者を常勤の社外監査役として選任している他、公認会計士および当社の業務に精通した者を監査役に選任しており、取締役および各部門の業務遂行につき監査を行っております。

また、監査役監査および内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査人が常勤監査役にその都度報告し、意見交換をしております。さらに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

当社のコーポレートガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は石井一郎、上倉要介の2名であります。補助者の構成は公認会計士2名、その他5名となっております。

なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、平成21年5月13日の取締役会において決議した「内部統制に関する基本方針」の整備および運用状況を踏まえ、平成22年5月12日の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定し、この基本方針に基づいて体制の整備を進めております。

以下は、当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」であります。

1. 取締役、使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、使用人が法令および定款等を遵守する行動を確保するため、コンプライアンス規程を制定し、取締役は、これを自ら遵守するとともに、使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、職務執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録ならびに重要な意思決定に関する電磁的記録を含むその他の文書等における情報については、社内情報管理規程を制定するとともに、文書管理規程およびこれらに関する規定に基づき、適切に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危機を最小限にとどめるため、危機管理規程を制定しております。取締役は、これにそって行動するとともに、管掌業務に関するすべてのリスク要因を継続的に把握し、その評価、管理を行い、リスクの顕在化による損害を最小限度にするための体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定および取締役の業務状況の監督を行う。さらに、取締役は、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員および幹部社員による経営会議等を定例で開催し、職務の執行および経営環境の変化への迅速な対応を図る。また、取締役は、業務分掌規程等に定められた職域に基づきその計画達成に向け具体策を立案、実行し、職務の執行の効率性を確保する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には、現在グループ会社がないので、当該体制の整備を行っていない。

6. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、使用人を配置し、その人事については、事前に監査役の同意を得るなど、取締役からの独立性を確保するよう配慮する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役の要請に応じて、監査役会規程および監査役監査基準に従い、必要な報告および情報提供を行う。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握し、意見を述べ業務執行等の状況の報告を定例的または臨時的に受ける。

監査役は、これら重要な会議の議事録およびその関連資料、そのほか業務執行に関する重要な文書を閲覧する。

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、事業環境や対処すべき課題等について意見交換を行い、また、監査役は内部監査担当および会計監査人と定期的に協議を持ち、緊密な関係を保つものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体との関わり、また、これらの活動を助長する行為をコンプライアンス規程において明文で禁止行為と定め、関係遮断につき周知徹底するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

リスク管理体制の整備状況

当社は、損失の危機を最小限にとどめるため、危機管理規程および関連諸規程類を整備し、より実効性のあるリスク管理体制の構築をしております。また、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程および反社会的勢力対策規程を制定し、全員への周知徹底を図っております。これらの管理体制の運用や業務の執行にあたり、必要に応じて顧問弁護士等の助言を得て、適法性を確保し、リスクをより最小限にするための体制の構築を進めております。

役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 47,039千円（うち社外取締役1名 5,040千円）

監査役の年間報酬総額 9,300千円（うち社外監査役2名 8,100千円）

社外取締役および社外監査役の人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係

取締役岡本伸一は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下の通りです。

岡本伸一 新株予約権 85個（8,500株）

監査役平野雄士は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下の通りです。

平野雄士 新株予約権 30個（3,000株）

監査役山口十思雄は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はございません。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

| 最近事業年度の前事業年度 | | 最近事業年度 | |
|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 6,000 | - | 8,000 | - |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条に基づく監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）の四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構、新日本有限責任監査法人等の行う研修に参加しております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成21年3月31日) | 当事業年度 (平成22年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 409,105 | 785,093 |
| 受取手形 | 2,939 | 16,800 |
| 売掛金 | 508,359 | 220,157 |
| 商品及び製品 | - | 30 |
| 仕掛品 | 293 | - |
| 原材料及び貯蔵品 | 121 | - |
| 前払費用 | 37,428 | 67,307 |
| その他 | 455 | 2,929 |
| 流動資産合計 | 958,703 | 1,092,318 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 15,693 | 15,693 |
| 減価償却累計額 | 11,014 | 11,817 |
| 建物（純額） | 4,678 | 3,875 |
| 工具、器具及び備品 | 72,560 | 73,920 |
| 減価償却累計額 | 55,893 | 59,402 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 16,667 | 14,517 |
| 建設仮勘定 | 4,253 | - |
| 有形固定資産合計 | 25,599 | 18,393 |
| 無形固定資産 | | |
| 特許権 | 8,517 | 2,535 |
| ソフトウェア | 2,195 | 2,191 |
| その他 | 25 | 25 |
| 無形固定資産合計 | 10,737 | 4,753 |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金 | 26,021 | 25,621 |
| その他 | 309 | 343 |
| 投資その他の資産合計 | 26,330 | 25,965 |
| 固定資産合計 | 62,667 | 49,112 |
| 資産合計 | 1,021,371 | 1,141,430 |

| | 前事業年度 (平成21年3月31日) | 当事業年度 (平成22年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 103,404 | 42,000 |
| 未払金 | 29,834 | 31,708 |
| 未払費用 | 5,485 | 6,315 |
| 未払法人税等 | 2,786 | 3,122 |
| 未払消費税等 | 22,852 | 9,822 |
| 預り金 | 2,785 | 3,339 |
| 前受収益 | - | 3,780 |
| その他 | 21 | - |
| 流動負債合計 | 167,170 | 100,089 |
| 負債合計 | 167,170 | 100,089 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 350,000 | 350,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 369,211 | 369,211 |
| 資本剰余金合計 | 369,211 | 369,211 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 優先株式償還積立金 | - | 134,989 |
| 繰越利益剰余金 | 134,989 | 187,140 |
| 利益剰余金合計 | 134,989 | 322,129 |
| 株主資本合計 | 854,200 | 1,041,341 |
| 純資産合計 | 854,200 | 1,041,341 |
| 負債純資産合計 | 1,021,371 | 1,141,430 |

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間末
(平成22年12月31日)

| | |
|-----------|---------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 696,166 |
| 受取手形及び売掛金 | 185,446 |
| その他 | 47,596 |
| 流動資産合計 | 929,208 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 20,518 |
| 無形固定資産 | 4,707 |
| 投資その他の資産 | 25,386 |
| 固定資産合計 | 50,612 |
| 資産合計 | 979,820 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払法人税等 | 792 |
| その他 | 25,867 |
| 流動負債合計 | 26,659 |
| 固定負債 | |
| 資産除去債務 | 7,909 |
| 繰延税金負債 | 1,007 |
| 固定負債合計 | 8,916 |
| 負債合計 | 35,576 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 350,000 |
| 資本剰余金 | 369,211 |
| 利益剰余金 | 225,033 |
| 株主資本合計 | 944,244 |
| 純資産合計 | 944,244 |
| 負債純資産合計 | 979,820 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) | 当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 728,663 | 892,645 |
| 売上原価 | | |
| 商品及び製品期首たな卸高 | - | - |
| 当期製品製造原価 | 75,892 | 84,435 |
| 当期商品及び製品仕入高 | 102,768 | 154,722 |
| 合計 | 178,660 | 239,157 |
| 商品及び製品期末たな卸高 | - | 30 |
| 売上原価合計 | 178,660 | 239,127 |
| 売上総利益 | 550,002 | 653,518 |
| 販売費及び一般管理費 | 1, 2 413,509 | 1, 2 466,389 |
| 営業利益 | 136,493 | 187,128 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 353 | 1,482 |
| 保険返戻金 | 95 | - |
| 雑収入 | 26 | 0 |
| 営業外収益合計 | 474 | 1,482 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | - | 5 |
| 雑損失 | 1 | - |
| 営業外費用合計 | 1 | 5 |
| 経常利益 | 136,966 | 188,606 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 3 109 | - |
| 固定資産除却損 | 4 918 | 4 515 |
| 特別損失合計 | 1,027 | 515 |
| 税引前当期純利益 | 135,939 | 188,090 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 950 | 950 |
| 法人税等合計 | 950 | 950 |
| 当期純利益 | 134,989 | 187,140 |

【製造原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | |
|-----------|----------|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 労務費 | 1 | 39,006 | 51.2 | 48,374 | 57.5 |
| 経費 | | 37,179 | 48.8 | 35,767 | 42.5 |
| 当期総製造費用 | | 76,185 | 100.0 | 84,141 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | | - | | 293 | |
| 合計 | | 76,185 | | 84,435 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | | 293 | | - | |
| 当期製品製造原価 | | 75,892 | | 84,435 | |

原価計算の方法
原価計算の方法は、個別原価計算に
よっております。

原価計算の方法
同左

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|---------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 外注加工費 (千円) | 6,814 | 10,309 |
| ソフトウェア使用料(千円) | 11,786 | 8,791 |
| 減価償却費 (千円) | 5,487 | 3,552 |

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|---------------------|--|
| 売上高 | 394,911 |
| 売上原価 | 88,136 |
| 売上総利益 | 306,774 |
| 販売費及び一般管理費 | 396,380 |
| 営業損失() | 89,606 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 1,221 |
| 保険返戻金 | 268 |
| その他 | 0 |
| 営業外収益合計 | 1,490 |
| 営業外費用 | |
| 為替差損 | 7 |
| 株式公開費用 | 2,291 |
| 営業外費用合計 | 2,298 |
| 経常損失() | 90,414 |
| 特別損失 | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 4,961 |
| 特別損失合計 | 4,961 |
| 税引前四半期純損失() | 95,376 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 712 |
| 法人税等調整額 | 1,007 |
| 法人税等合計 | 1,720 |
| 四半期純損失() | 97,096 |

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

| | 当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) |
|--------------|---|
| 売上高 | 219,678 |
| 売上原価 | 10,666 |
| 売上総利益 | 209,012 |
| 販売費及び一般管理費 | 129,393 |
| 営業利益 | 79,619 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 304 |
| その他 | 0 |
| 営業外収益合計 | 305 |
| 営業外費用 | |
| 為替差損 | 2 |
| 株式公開費用 | 51 |
| 営業外費用合計 | 53 |
| 経常利益 | 79,871 |
| 税引前四半期純利益 | 79,871 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 237 |
| 法人税等調整額 | 48 |
| 法人税等合計 | 189 |
| 四半期純利益 | 79,682 |

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|------------------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 350,000 | 350,000 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 350,000 | 350,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 1,139,000 | 369,211 |
| 当期変動額 | | |
| 欠損填補 | 769,788 | - |
| 当期変動額合計 | 769,788 | - |
| 当期末残高 | 369,211 | 369,211 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 1,139,000 | 369,211 |
| 当期変動額 | | |
| 欠損填補 | 769,788 | - |
| 当期変動額合計 | 769,788 | - |
| 当期末残高 | 369,211 | 369,211 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 優先株式償還積立金 | | |
| 前期末残高 | - | - |
| 当期変動額 | | |
| 優先株式償還積立金の積立 | - | 134,989 |
| 当期変動額合計 | - | 134,989 |
| 当期末残高 | - | 134,989 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 769,788 | 134,989 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 134,989 | 187,140 |
| 優先株式償還積立金の積立 | - | 134,989 |
| 欠損填補 | 769,788 | - |
| 当期変動額合計 | 904,778 | 52,150 |
| 当期末残高 | 134,989 | 187,140 |

| | 前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|----------------|---|---|
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 769,788 | 134,989 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 134,989 | 187,140 |
| 優先株式償還積立金の積立 | - | - |
| 欠損填補 | 769,788 | - |
| 当期変動額合計 | 904,778 | 187,140 |
| 当期末残高 | 134,989 | 322,129 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 719,211 | 854,200 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 134,989 | 187,140 |
| 欠損填補 | - | - |
| 当期変動額合計 | 134,989 | 187,140 |
| 当期末残高 | 854,200 | 1,041,341 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 719,211 | 854,200 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 134,989 | 187,140 |
| 当期変動額合計 | 134,989 | 187,140 |
| 当期末残高 | 854,200 | 1,041,341 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 135,939 | 188,090 |
| 減価償却費 | 19,193 | 17,403 |
| 受取利息 | 353 | 1,482 |
| 固定資産売却損益（は益） | 109 | - |
| 固定資産除却損 | 918 | 515 |
| 売上債権の増減額（は増加） | 456,675 | 274,342 |
| たな卸資産の増減額（は増加） | 414 | 384 |
| 仕入債務の増減額（は減少） | 91,224 | 61,404 |
| 前受収益の増減額（は減少） | - | 3,780 |
| 未収消費税等の増減額（は増加） | 3,998 | - |
| 未払金の増減額（は減少） | 18,205 | 2,121 |
| 未払消費税等の増減額（は減少） | 22,852 | 13,029 |
| その他 | 13,377 | 28,933 |
| 小計 | 178,379 | 381,788 |
| 利息の受取額 | 407 | 75 |
| 法人税等の支払額 | 837 | 965 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 178,809 | 380,899 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 20,000 | 700,000 |
| 定期預金の払戻による収入 | 20,000 | 20,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 7,250 | 4,029 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 1,752 | 882 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 9,002 | 684,911 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | - | - |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 187,811 | 304,012 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 576,917 | 389,105 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 389,105 | 85,093 |

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|-------------------------|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前四半期純損失() | 95,376 |
| 減価償却費 | 10,676 |
| 受取利息 | 1,221 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 51,510 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 30 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 42,000 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 4,961 |
| その他 | 7,637 |
| 小計 | 79,056 |
| 利息の受取額 | 2,282 |
| 法人税等の支払額 | 1,391 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 78,165 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の預入による支出 | 600,000 |
| 定期預金の払戻による収入 | 700,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 7,365 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 3,395 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 89,238 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | - |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 11,072 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 85,093 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 96,166 |

【重要な会計方針】

| 項目 | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---------------------|---|---|
| 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | <p>商品、製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 （会計方針の変更） 従来、個別法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定をしております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>貯蔵品 先入先出法による原価法を採用しております。</p> | <p>商品、製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>貯蔵品</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具、器具及び備品 4～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。</p> | <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> | <p>貸倒引当金 同左</p> |

| 項目 | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|----------------------------|---|--|
| 4. 収益及び費用の計上基準 | | <p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準</p> <p>イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェアの請負開発契約 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>ロ その他のソフトウェアの請負開発契約 工事完成基準 （会計方針の変更）</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度に着手したソフトウェアの請負開発契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェアの請負開発契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のソフトウェアの請負開発契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> |
| 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 | 同左 |
| 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 | 消費税等の会計処理 同左 |

【注記事項】

（貸借対照表関係）

| 前事業年度 (平成21年3月31日) | | 当事業年度 (平成22年3月31日) | |
|-----------------------|----------|-----------------------|-----------|
| 1 受取手形裏書譲渡高 | 2,257 千円 | 1 受取手形裏書譲渡高 | 35,700 千円 |

（損益計算書関係）

| 前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | |
|---|----------------|--|------------|
| 1 販売費に属する費用のおおよその割合は7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。 | | 1 販売費に属する費用のおおよその割合は12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は88%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。 | |
| 役員報酬 | 54,144 千円 | 役員報酬 | 56,339 千円 |
| 給与手当 | 54,804 | 給与手当 | 56,638 |
| 減価償却費 | 393 | 減価償却費 | 3,828 |
| 支払手数料 | 55,199 | 支払手数料 | 37,793 |
| 研究開発費 | 184,432 | 研究開発費 | 224,186 |
| 2 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 | 184,432 千円 | 2 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 | 224,186 千円 |
| 3 固定資産売却損 固定資産売却損の内訳は、次の通りであります。 工具、器具及び備品 | 109 千円 | | |
| 4 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は、次の通りであります。 工具、器具及び備品 ソフトウェア | 914 千円 3 千円 | 4 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は、次の通りであります。 工具、器具及び備品 | 515 千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|--------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 3,000 | - | - | 3,000 |
| A種優先株式 | 2,500 | - | - | 2,500 |
| B種優先株式 | 4,784 | - | - | 4,784 |
| C種優先株式 | 6,740 | - | - | 6,740 |
| D種優先株式 | 2,500 | - | - | 2,500 |
| 合計 | 19,524 | - | - | 19,524 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度 末残高 (千円) |
|------|---------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | | 前事業 年度末 | 当事業 年度増加 | 当事業 年度減少 | 当事業 年度末 | |
| 提出会社 | 平成16年新株予約権 (第2回) | 普通株式 | 22 | - | - | 22 | - |
| | 平成20年新株予約権 (第9回) | 普通株式 | - | 25 | - | 25 | - |
| | 合計 | - | 22 | 25 | - | 47 | - |

(注) 平成20年新株予約権(第9回)の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであり、権利行使期間の初日は到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|--------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 3,000 | - | - | 3,000 |
| A種優先株式 | 2,500 | - | - | 2,500 |
| B種優先株式 | 4,784 | - | - | 4,784 |
| C種優先株式 | 6,740 | - | - | 6,740 |
| D種優先株式 | 2,500 | - | - | 2,500 |
| 合計 | 19,524 | - | - | 19,524 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度 末残高 (千円) |
|------|---------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | | 前事業 年度末 | 当事業 年度増加 | 当事業 年度減少 | 当事業 年度末 | |
| 提出会社 | 平成16年新株予約権 (第2回) | 普通株式 | 22 | - | - | 22 | - |
| | 平成20年新株予約権 (第9回) | 普通株式 | 25 | - | - | 25 | - |
| | 合計 | - | 47 | - | - | 47 | - |

(注) 平成20年新株予約権(第9回)は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

| 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---|---|
| 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (千円) | 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (千円) |
| 現金及び預金勘定 409,105 | 現金及び預金勘定 785,093 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 20,000 | 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 700,000 |
| 現金及び現金同等物 389,105 | 現金及び現金同等物 85,093 |

（リース取引関係）

| 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|
| 重要性がないため記載を省略しております。 | 同左 |

（金融商品関係）

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資については定期預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、事業運営に係る資金は全額自己資金によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 785,093 | 785,093 | - |
| (2) 受取手形 | 16,800 | 16,800 | - |
| (3) 売掛金 | 220,157 | 220,157 | - |
| 資産計 | 1,022,050 | 1,022,050 | - |
| (1) 買掛金 | 42,000 | 42,000 | - |
| 負債計 | 42,000 | 42,000 | - |

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金 | 785,050 | - | - | - |
| 受取手形 | 16,800 | - | - | - |
| 売掛金 | 220,157 | - | - | - |
| 合計 | 1,022,008 | - | - | - |

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

（有価証券関係）

| 前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） | 当事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日） |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

（デリバティブ取引関係）

| 前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） | 当事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日） |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

（退職給付関係）

| 前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） | 当事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日） | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------|----------------|----------------|-----|--------------|---|--------|----------------|----------------|----------------|-----|---------------|
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度を設けており、総合設立型厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しております。</p> <p>2. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>（1）制度全体の積立状況に関する事項 （平成20年3月31日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>年金資産の額</td> <td>145,958,047 千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td>140,968,069 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>4,989,978 千円</td> </tr> </table> <p>（2）制度全体に占める当社の加入人員割合 （平成20年3月31日現在）</p> <p>0.02%</p> <p>（3）補足説明</p> <p>上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の資産評価調整加算額 13,766,918千円、別途積立金 12,896,353千円及び剰余金5,860,542千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <p>当社は、厚生年金掛金として4,161千円を拠出し、当該金額を勤務費用（製造費用と販売費及び一般管理費）として計上しております。</p> | 年金資産の額 | 145,958,047 千円 | 年金財政計算上の給付債務の額 | 140,968,069 千円 | 差引額 | 4,989,978 千円 | <p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度を設けており、総合設立型厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しております。</p> <p>2. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>（1）制度全体の積立状況に関する事項 （平成21年3月31日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>年金資産の額</td> <td>127,937,216 千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td>155,636,825 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>27,699,608 千円</td> </tr> </table> <p>（2）制度全体に占める当社の加入人員割合 （平成21年3月31日現在）</p> <p>0.03%</p> <p>（3）補足説明</p> <p>上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の資産評価調整控除額 19,342,940千円、別途積立金 19,539,486千円及び不足金27,896,154千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <p>当社は、厚生年金掛金として5,524千円を拠出し、当該金額を勤務費用（製造費用と販売費及び一般管理費）として計上しております。</p> | 年金資産の額 | 127,937,216 千円 | 年金財政計算上の給付債務の額 | 155,636,825 千円 | 差引額 | 27,699,608 千円 |
| 年金資産の額 | 145,958,047 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 140,968,069 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 4,989,978 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 年金資産の額 | 127,937,216 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 155,636,825 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 27,699,608 千円 | | | | | | | | | | | | |

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 当社従業員 19名 | 当社取締役 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注1) | 普通株式 514株 | 普通株式 600株 | 普通株式 422株 |
| 付与日 | 平成16年3月26日 | 平成16年6月17日 | 平成17年1月14日 |
| 権利確定条件 | (注2) | (注2) | (注2) |
| 対象勤務期間 | (注3) | (注3) | (注3) |
| 権利行使期間 | 平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで | 平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで | 平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 20名 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注1) | 普通株式 760株 | 普通株式 318株 | 普通株式 402株 |
| 付与日 | 平成17年12月14日 | 平成17年12月22日 | 平成17年12月22日 |
| 権利確定条件 | (注2) | (注2) | (注2) |
| 対象勤務期間 | (注3) | (注3) | (注3) |
| 権利行使期間 | 平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで |

| | 第8回 ストック・オプション |
|-------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 11名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注1) | 普通株式 1,304株 |
| 付与日 | 平成20年6月30日 |
| 権利確定条件 | (注2) |
| 対象勤務期間 | (注3) |
| 権利行使期間 | 平成22年7月1日から 平成30年6月30日まで |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」および「新株予約権割当契約書」に定めてあります。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 514 | 360 | 422 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 514 | 360 | 422 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 610 | 318 | 402 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | 20 | 180 | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 590 | 138 | 402 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

| | | 第8回 ストック・オプション |
|--------|-----|-------------------|
| 権利確定前 | (株) | |
| 前事業年度末 | | - |
| 付与 | | 1,304 |
| 失効 | | - |
| 権利確定 | | - |
| 未確定残 | | 1,304 |
| 権利確定後 | (株) | |
| 前事業年度末 | | - |
| 権利確定 | | - |
| 権利行使 | | - |
| 失効 | | - |
| 未行使残 | | - |

単価情報

| | | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|----------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 150,000 | 150,000 | 200,000 |
| 行使時平均株価 | (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 | (円) | - | - | - |

| | | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|----------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 行使時平均株価 | (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 | (円) | - | - | - |

| | | 第8回 ストック・オプション |
|----------------|-----|-------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 200,000 |
| 行使時平均株価 | (円) | - |
| 付与日における公正な評価単価 | (円) | - |

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成20年6月30日に付与したストック・オプション（第8回ストック・オプション）について、未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値により算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった算定時点における自社の株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法（DCF法）等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 当社従業員 19名 | 当社取締役 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 514株 | 普通株式 600株 | 普通株式 422株 |
| 付与日 | 平成16年3月26日 | 平成16年6月17日 | 平成17年1月14日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで | 平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで | 平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 20名 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 760株 | 普通株式 318株 | 普通株式 402株 |
| 付与日 | 平成17年12月14日 | 平成17年12月22日 | 平成17年12月22日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで |

| | 第8回 ストック・オプション | 第10回 ストック・オプション | 第11回 ストック・オプション |
|-------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 11名 | 当社取締役 2名 当社従業員 12名 | 当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 1,304株 | 普通株式 775株 | 普通株式 250株 |
| 付与日 | 平成20年6月30日 | 平成21年5月28日 | 平成22年3月26日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成22年7月1日から 平成30年6月30日まで | 平成23年5月29日から 平成30年5月30日まで | 平成24年3月27日から 平成30年5月30日まで |

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」および「新株予約権割当契約書」に定めてあります。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 514 | 360 | 422 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 514 | 360 | 422 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 590 | 138 | 402 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 590 | 138 | 402 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

| | 第8回 ストック・オプション | 第10回 ストック・オプション | 第11回 ストック・オプション |
|-----------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 1,304 | - | - |
| 付与 | - | 775 | 250 |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 1,304 | 775 | 250 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

単価情報

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 (円) | 150,000 | 150,000 | 200,000 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 (円) | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第8回 ストック・オプション | 第10回 ストック・オプション | 第11回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 権利行使価格 (円) | 200,000 | 110,000 | 110,000 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成21年5月28日に付与したストック・オプション(第10回ストック・オプション)及び平成22年3月26日に付与したストック・オプション(第11回ストック・オプション)について、未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値により算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった算定時点における自社の株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法(DCF法)等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

| 前事業年度 (平成21年3月31日) | 当事業年度 (平成22年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|-------|----------|------|------------------------|-------|--------|-----------|----------|-----------|--------|-----------|-----------------------|------|---|--------|-------|------|---------|------------------------|------|------------|---------|-------|-----------|----------|-----------|-----------------------|-----------|----------|-----|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">747千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却限度超過</td> <td style="text-align: right;">39千円</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産限度超過</td> <td style="text-align: right;">700千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">798,400千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">799,887千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">799,887千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-千円</td> </tr> </table> | 未払事業税 | 747千円 | 減価償却限度超過 | 39千円 | 一括償却資産限度超過 | 700千円 | 繰越欠損金 | 798,400千円 | 繰延税金資産小計 | 799,887千円 | 評価性引当額 | 799,887千円 | 繰延税金資産合計 | -千円 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">884千円</td> </tr> <tr> <td>未払賞与</td> <td style="text-align: right;">1,221千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却限度超過</td> <td style="text-align: right;">23千円</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産限度超過</td> <td style="text-align: right;">1,008千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">715,383千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">718,520千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">718,520千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-千円</td> </tr> </table> | 未払事業税 | 884千円 | 未払賞与 | 1,221千円 | 減価償却限度超過 | 23千円 | 一括償却資産限度超過 | 1,008千円 | 繰越欠損金 | 715,383千円 | 繰延税金資産小計 | 718,520千円 | 評価性引当額 | 718,520千円 | 繰延税金資産合計 | -千円 |
| 未払事業税 | 747千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却限度超過 | 39千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一括償却資産限度超過 | 700千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰越欠損金 | 798,400千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 799,887千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 799,887千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | -千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 884千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払賞与 | 1,221千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却限度超過 | 23千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一括償却資産限度超過 | 1,008千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰越欠損金 | 715,383千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 718,520千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 718,520千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | -千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に参入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">4.9%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">45.8%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税 率の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">0.7%</td> </tr> </table> | 法定実効税率 | 40.7% | (調整) | | 交際費等永久に損金に参入 されない項目 | 0.2% | 住民税均等割 | 0.7% | 役員賞与 | 4.9% | 評価性引当額 | 45.8% | 税効果会計適用後の法人税 率の負担率 | 0.7% | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に参入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">2.4%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">43.3%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税 率の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">0.5%</td> </tr> </table> | 法定実効税率 | 40.7% | (調整) | | 交際費等永久に損金に参入 されない項目 | 0.2% | 住民税均等割 | 0.5% | 役員賞与 | 2.4% | 評価性引当額 | 43.3% | 税効果会計適用後の法人税 率の負担率 | 0.5% | | |
| 法定実効税率 | 40.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に参入 されない項目 | 0.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 0.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員賞与 | 4.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 45.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税 率の負担率 | 0.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 | 40.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に参入 されない項目 | 0.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 0.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員賞与 | 2.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 43.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税 率の負担率 | 0.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（持分法損益等）

| 前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

| 前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|---|--|
| 1株当たり純資産額 883,726.40円 | 1株当たり純資産額 868,272.97円 |
| 1株当たり当期純損失金額() 1,930.19円 | 1株当たり当期純利益金額 15,453.43円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 |

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成21年3月31日) | 当事業年度 (平成22年3月31日) |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額 (千円) | 854,200 | 1,041,341 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円) | 3,505,380 | 3,646,160 |
| (うち優先株式払込金額) (千円) | (2,815,600) | (2,815,600) |
| (うち優先株式に係る累積未払配当金) (千円) | (689,780) | (830,560) |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (千円) | 2,651,179 | 2,604,818 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株) | 3,000 | 3,000 |

2．1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|---|--|--|
| 当期純利益 (千円) | 134,989 | 187,140 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | 140,780 | 140,780 |
| (うち優先配当額) (千円) | (140,780) | (140,780) |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (千円) | 5,790 | 46,360 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 3,000 | 3,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. スtock・オプション(新株予約権)の付与

平成21年5月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社取締役および当社従業員に対して、特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集要項の決定を取締役に委任することにつき決議が行われております。

その詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況および(7) スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであり、その概要は以下のとおりであります。

| | |
|------------------------|--|
| 発行する新株予約権の総数 | 1,100個を上限とする。 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償で発行するものとする。 |
| 新株予約権の目的たる株式の種類および数 | 普通株式1,100株を上限とする。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 | 株式1株当たりの払込価額を110,000円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。 |
| 新株予約権を行使することができる期間 | 平成23年5月29日から平成30年5月30日まで |

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 新株の発行および自己株式の取得

当社は、平成22年7月26日に、各種株主から、A種優先株式（取得請求権付株式）2,500株、B種優先株式（取得請求権付株式）4,784株、C種優先株式（取得請求権付株式）6,740株、およびD種優先株式（取得請求権付株式）2,500株の全部について、取得請求権の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

普通株式の発行に関する事項の概要は、次のとおりであります。

(1) 発行する株式の種類および対価

| |
|-----------------------------|
| A種優先株式2,500株に対して、普通株式2,500株 |
| B種優先株式4,784株に対して、普通株式4,829株 |
| C種優先株式6,740株に対して、普通株式6,851株 |
| D種優先株式2,500株に対して、普通株式2,542株 |

(2) 発行日

平成22年7月26日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該新株の発行が前期首に行われたと仮定した場合における第7期および第8期の1株当たり情報は以下のとおりであります。

| 第7期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | 第8期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | |
|--|---------|--|---------|
| 1株当たり 純資産額 | 433.12円 | 1株当たり 純資産額 | 528.01円 |
| 1株当たり 当期純利益金額 | 68.45円 | 1株当たり 当期純利益金額 | 94.89円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 | |

なお、下記「2. 自己株式の消却」「3. 株式の分割」による影響を考慮して算出しております。

（注） 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | | 第7期 (平成21年3月31日) | 第8期 (平成22年3月31日) |
|-----------------------------|------|---------------------|---------------------|
| 純資産の部の合計額 | (千円) | 854,200 | 1,041,341 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | (千円) | - | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | (千円) | 854,200 | 1,041,341 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | (株) | 1,972,200 | 1,972,200 |

（注） 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | | 第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 第8期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|--------------|------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 当期純利益 | (千円) | 134,989 | 187,140 |
| 普通株式に帰属しない金額 | (千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 | (千円) | 134,989 | 187,140 |
| 普通株式の期中平均株式数 | (株) | 1,972,200 | 1,972,200 |

2. 自己株式の消却

当社は、上記「1. 新株の発行および自己株式の取得」のとおり、優先株式の取得請求権の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得するとともに、平成22年7月29日開催の取締役会において、当該取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式のすべてを消却することを決議し、同日に消却手続きが完了いたしました。

自己株式の消却に関する事項の概要は、次のとおりであります。

- (1) 消却する株式の種類 A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式
- (2) 消却する株式の総数 A種優先株式 2,500株
B種優先株式 4,784株
C種優先株式 6,740株
D種優先株式 2,500株
- (3) 消却日 平成22年7月29日

3. 株式の分割

平成22年7月29日開催の取締役会決議および平成22年8月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

- (1) 株式分割の目的
当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡充をはかるため。
- (2) 株式分割の導入時期および株式分割の割合
平成22年8月26日付をもって同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき100株の割合をもって分割する。
- (3) 分割により増加する株式数
普通株式 1,952,478株
- (4) 上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成22年8月27日付をもって定款第6条を変更し、発行可能株式総数を6,860,000株増加させ、7,000,000株とする。

4．重要な契約

当社は、富士通セミコンダクター株式会社と当社のグラフィックス I P コアの使用許諾契約を締結しております。

(1) 契約の相手会社の名称

富士通セミコンダクター株式会社

(2) 契約締結日

平成22年7月13日

(3) 契約期間

平成22年7月13日より3年間

期間満了の1年前までにいずれからも申し出のない限り1年間延長、以降も同様

(4) 契約の内容

S o C 向けの当社 I P コアの使用許諾

(5) 損益に与える影響

契約締結時において、損益に与える影響はありません。当社は今後富士通セミコンダクター株式会社の顧客から使用許諾料（契約一時金および製品出荷数に応じたランニングロイヤリティ）を収受する予定です。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|--------------------|---|
| 1. 会計処理基準に関する事項の変更 | <p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期累計期間の営業損失及び経常損失はそれぞれ470千円増加し、税引前四半期純損失は5,432千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は7,793千円であります。</p> |

【簡便な会計処理】

| | 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|------------------------|---|
| 1. 固定資産の減価償却費の算定方法 | 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。 |
| 2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 | 繰延税金資産の回収性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 |

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

| |
|--------------------------------|
| 当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日) |
| 有形固定資産の減価償却累計額は、82,681千円であります。 |

(四半期損益計算書関係)

| |
|--|
| 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
| 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 |
| 研究開発費 193,666 千円 |

| |
|---|
| 当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) |
| 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 |
| 研究開発費 65,078 千円 |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

| |
|---|
| 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円) |
| 現金及び預金勘定 696,166 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 600,000 |
| 現金及び現金同等物 96,166 |

（株主資本等関係）

当第3四半期会計期間末（平成22年12月31日）及び当第3四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,972,200株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

（金融商品関係）

記載すべき該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業は、IPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（ 1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

| 当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日) | |
|------------------------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 478.78円 |

（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | | 当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日) |
|-----------------------------------|------|------------------------------|
| 純資産の部の合計額 | (千円) | 944,244 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | (千円) | - |
| 普通株式に係る四半期末の純資産額 | (千円) | 944,244 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 四半期末の普通株式の数 | (株) | 1,972,200 |

2. 当社は、平成22年8月26日付で1株につき100株の株式分割を行っております。

また、平成22年7月26日に、各種類株主から、各種優先株式（取得請求権付株式）の全部について、取得請求権の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

2. 1株当たり四半期純利益金額

| 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純損失金額 49.44円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 | 1株当たり四半期純利益金額 40.40円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 |

（注）1. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) |
|---|--|---|
| 四半期純利益又は四半期純損失() (千円) | 97,096 | 79,682 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (千円) | 97,096 | 79,682 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,963,848 | 1,972,200 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | | |

2. 当社は、平成22年8月26日付で1株につき100株の株式分割を行っております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 15,693 | - | - | 15,693 | 11,817 | 802 | 3,875 |
| 工具、器具及び備品 | 72,560 | 8,046 | 6,686 | 73,920 | 59,402 | 9,733 | 14,517 |
| 建設仮勘定 | 4,253 | - | 4,253 | - | - | - | - |
| 有形固定資産計 | 92,506 | 8,046 | 10,939 | 89,613 | 71,219 | 10,536 | 18,393 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 特許権 | 47,850 | - | - | 47,850 | 45,315 | 5,981 | 2,535 |
| ソフトウェア | 5,794 | 882 | 3,041 | 3,635 | 1,443 | 885 | 2,191 |
| その他 | 25 | - | - | 25 | - | - | 25 |
| 無形固定資産計 | 53,670 | 882 | 3,041 | 51,511 | 46,758 | 6,867 | 4,753 |

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | | |
|-----------|-----|----------|----------|
| 工具、器具及び備品 | 増加額 | 研究開発設備 | 3,062 千円 |
| | 減少額 | 社内インフラ設備 | 6,686 千円 |

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 42 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 85,050 |
| 定期預金 | 700,000 |
| 小計 | 785,050 |
| 合計 | 785,093 |

ロ.受取手形

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|---|--------|
| 株式会社ニフコ アドヴァンスト テクノロジー (現株式会社ブルーム・テクノ) | 16,800 |
| 合計 | 16,800 |

期日別内訳

| 期日別 | 金額(千円) |
|----------|--------|
| 平成22年 6月 | 8,400 |
| 7月 | 8,400 |
| 合計 | 16,800 |

八．売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額（千円） |
|---|---------|
| 任天堂株式会社 | 157,500 |
| 株式会社ニフコ アドヴァンスト テクノロジー （現株式会社ブルーム・テクノ） | 60,900 |
| 萩原電気株式会社 | 879 |
| オリンパスイメージング株式会社 | 787 |
| 株式会社ベクター | 89 |
| 合計 | 220,157 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 前期繰越高 （千円） | 当期発生高 （千円） | 当期回収高 （千円） | 次期繰越高 （千円） | 回収率（％） | 滞留期間（日） （A） + （D） |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|----------------------|
| （A） | （B） | （C） | （D） | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | 2 （B） 365 |
| 508,359 | 937,278 | 1,225,480 | 220,157 | 84.77 | 142 |

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

二．商品及び製品

| 品目 | 金額（千円） |
|-------------|--------|
| 製品 | |
| 特定用途向 L S I | 30 |
| 合計 | 30 |

ホ．前払費用

| 区分 | 金額（千円） |
|-----------|--------|
| ソフトウェア使用料 | 43,680 |
| 賃借料 | 19,582 |
| 地代家賃 | 2,221 |
| その他 | 1,823 |
| 合計 | 67,307 |

流動負債

イ．買掛金

| 相手先 | 金額（千円） |
|-----------------|--------|
| 富士通エレクトロニクス株式会社 | 42,000 |
| 合計 | 42,000 |

(3) 【その他】**最近の経営成績及び財政状態の概況**

平成23年5月11日開催の取締役会において承認された第9期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は本書提出日現在においては未了であり、監査報告書は受領しておりません。

【財務諸表】

イ【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度
(平成23年3月31日)

| | |
|---------------|-----------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 926,161 |
| 売掛金 | 479,220 |
| 前払費用 | 20,353 |
| 繰延税金資産 | 184,020 |
| その他 | 2,153 |
| 流動資産合計 | 1,611,909 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 22,752 |
| 減価償却累計額 | 17,187 |
| 建物（純額） | 5,564 |
| 工具、器具及び備品 | 78,342 |
| 減価償却累計額 | 66,279 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 12,063 |
| 有形固定資産合計 | 17,628 |
| 無形固定資産 | |
| 特許権 | 26 |
| ソフトウェア | 4,258 |
| その他 | 25 |
| 無形固定資産合計 | 4,311 |
| 投資その他の資産 | |
| 敷金 | 25,386 |
| 投資その他の資産合計 | 25,386 |
| 固定資産合計 | 47,325 |
| 資産合計 | 1,659,235 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 82,966 |
| 未払費用 | 6,550 |
| 未払法人税等 | 4,129 |
| 未払消費税等 | 16,181 |
| 前受金 | 149 |
| 預り金 | 3,714 |
| 前受収益 | 3,780 |
| 流動負債合計 | 117,472 |

(単位:千円)

当事業年度
(平成23年3月31日)

| | |
|----------|-----------|
| 固定負債 | |
| 繰延税金負債 | 493 |
| 資産除去債務 | 7,948 |
| 固定負債合計 | 8,441 |
| 負債合計 | 125,914 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 350,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 369,211 |
| 資本剰余金合計 | 369,211 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 814,109 |
| 利益剰余金合計 | 814,109 |
| 株主資本合計 | 1,533,321 |
| 純資産合計 | 1,533,321 |
| 負債純資産合計 | 1,659,235 |

口【損益計算書】

(単位：千円)

| | 当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|---------------------|---|
| 売上高 | 1,013,995 |
| 売上原価 | |
| 商品及び製品期首たな卸高 | 30 |
| 当期製品製造原価 | 54,745 |
| 当期商品及び製品仕入高 | 52,139 |
| 合計 | 106,915 |
| 他勘定振替高 | 30 |
| 商品及び製品期末たな卸高 | - |
| 売上原価合計 | 106,885 |
| 売上総利益 | 907,110 |
| 販売費及び一般管理費 | 1, 2 592,027 |
| 営業利益 | 315,082 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 1,489 |
| 保険返戻金 | 268 |
| 雑収入 | 2 |
| 営業外収益合計 | 1,759 |
| 営業外費用 | |
| 株式公開費用 | 2,339 |
| 為替差損 | 8 |
| 営業外費用合計 | 2,347 |
| 経常利益 | 314,495 |
| 特別損失 | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 4,961 |
| 固定資産除却損 | 3 130 |
| 特別損失合計 | 5,091 |
| 税引前当期純利益 | 309,403 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 950 |
| 法人税等調整額 | 183,526 |
| 法人税等合計 | 182,576 |
| 当期純利益 | 491,980 |

【製造原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | |
|-----------|----------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 労務費 | 1 | 35,100 | 64.1 |
| 経費 | | 19,644 | 35.9 |
| 当期総製造費用 | | 54,745 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | | - | |
| 合計 | | 54,745 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | | - | |
| 当期製品製造原価 | | 54,745 | |

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|---------------|--|
| 外注加工費 (千円) | 6,464 |
| ソフトウェア使用料(千円) | 4,391 |
| 減価償却費 (千円) | 1,272 |

八【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|--------------|---|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 350,000 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | - |
| 当期末残高 | 350,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 前期末残高 | 369,211 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | - |
| 当期末残高 | 369,211 |
| 資本剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 369,211 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | - |
| 当期末残高 | 369,211 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 優先株式償還積立金 | |
| 前期末残高 | 134,989 |
| 当期変動額 | |
| 優先株式償還積立金の積立 | 187,140 |
| 優先株式償還積立金の取崩 | 322,129 |
| 当期変動額合計 | 134,989 |
| 当期末残高 | - |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 187,140 |
| 当期変動額 | |
| 当期純利益 | 491,980 |
| 優先株式償還積立金の積立 | 187,140 |
| 優先株式償還積立金の取崩 | 322,129 |
| 当期変動額合計 | 626,969 |
| 当期末残高 | 814,109 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 322,129 |
| 当期変動額 | |
| 当期純利益 | 491,980 |
| 優先株式償還積立金の積立 | - |
| 優先株式償還積立金の取崩 | - |
| 当期変動額合計 | 491,980 |
| 当期末残高 | 814,109 |

(単位:千円)

当事業年度
(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)

| | |
|---------|-----------|
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 1,041,341 |
| 当期変動額 | |
| 当期純利益 | 491,980 |
| 当期変動額合計 | 491,980 |
| 当期末残高 | 1,533,321 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 1,041,341 |
| 当期変動額 | |
| 当期純利益 | 491,980 |
| 当期変動額合計 | 491,980 |
| 当期末残高 | 1,533,321 |

二【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当事業年度
(自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日)

| | |
|---------------------|-----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前当期純利益 | 309,403 |
| 減価償却費 | 13,883 |
| 受取利息 | 1,489 |
| 固定資産除却損 | 130 |
| 売上債権の増減額（は増加） | 242,263 |
| たな卸資産の増減額（は増加） | 30 |
| 前払費用の増減額（は増加） | 46,953 |
| 仕入債務の増減額（は減少） | 42,000 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 4,961 |
| 未払金の増減額（は減少） | 52,137 |
| 未払消費税等の増減額（は減少） | 6,358 |
| その他 | 2,579 |
| 小計 | 150,686 |
| 利息の受取額 | 2,598 |
| 法人税等の支払額 | 1,454 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 151,830 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の預入による支出 | 900,000 |
| 定期預金の払戻による収入 | 1,000,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 7,365 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 3,395 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 89,238 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | - |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 241,068 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 85,093 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 326,161 |

【重要な会計方針】

| 項目 | 当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|----------------------------|---|
| 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 商品、製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具、器具及び備品 2～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。 |
| 3. 引当金の計上基準 | 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 4. 収益及び費用の計上基準 | 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準 イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェアの請負開発契約 工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法） ロ その他のソフトウェアの請負開発契約 工事完成基準 |
| 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 |
| 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 |

【会計処理方法の変更】

| |
|---|
| 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
| (資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ627千円、税引前当期純利益は5,589千円減少しております。 |

【表示方法の変更】

| |
|---|
| 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
| (キャッシュ・フロー計算書) 営業活動によるキャッシュ・フローの「前払費用の増減額」は、前事業年度は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前事業年度の「その他」に含まれている「前払費用の増減額」は 29,879千円であります。 |

【注記事項】

(損益計算書関係)

| | | | | | | | | | | |
|--|------------|------------|------|-----------|-------|----------|-------|-----------|-------|------------|
| 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | | | | | | | | | | |
| 1 販売費に属する費用のおおよその割合は20%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は80%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">102,710 千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">71,680 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,214 千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">37,848 千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">249,904 千円</td> </tr> </table> | 役員報酬 | 102,710 千円 | 給与手当 | 71,680 千円 | 減価償却費 | 3,214 千円 | 支払手数料 | 37,848 千円 | 研究開発費 | 249,904 千円 |
| 役員報酬 | 102,710 千円 | | | | | | | | | |
| 給与手当 | 71,680 千円 | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 3,214 千円 | | | | | | | | | |
| 支払手数料 | 37,848 千円 | | | | | | | | | |
| 研究開発費 | 249,904 千円 | | | | | | | | | |
| 2 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 <div style="text-align: right;">249,904 千円</div> | | | | | | | | | | |
| 3 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は、次の通りであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">130 千円</td> </tr> </table> | 工具、器具及び備品 | 130 千円 | | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 130 千円 | | | | | | | | | |

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|--------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 3,000 | 1,969,200 | - | 1,972,200 |
| A種優先株式 | 2,500 | - | 2,500 | - |
| B種優先株式 | 4,784 | - | 4,784 | - |
| C種優先株式 | 6,740 | - | 6,740 | - |
| D種優先株式 | 2,500 | - | 2,500 | - |
| 合計 | 19,524 | 1,969,200 | 16,524 | 1,972,200 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| A種優先株式 | - | 2,500 | 2,500 | - |
| B種優先株式 | - | 4,784 | 4,784 | - |
| C種優先株式 | - | 6,740 | 6,740 | - |
| D種優先株式 | - | 2,500 | 2,500 | - |
| 合計 | - | 16,524 | 16,524 | - |

(注)平成22年7月26日に各種類株主から各種優先株式の取得請求権の行使を受けたことにより、各種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したため、普通株式の発行株式数が16,722株増加いたしました。また、平成22年7月29日開催の取締役会決議により、自己株式をすべて消却し、発行済株式総数は普通株式19,722株となり、さらに平成22年8月26日付で1株を100株に株式分割したことにより、発行済株式総数は1,972,200株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度 末残高 (千円) |
|------|---------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | | 前事業 年度末 | 当事業 年度増加 | 当事業 年度減少 | 当事業 年度末 | |
| 提出会社 | 平成16年新株予約権 (第2回) | 普通株式 | 2,200 | - | - | 2,200 | - |
| | 平成20年新株予約権 (第9回) | 普通株式 | 2,500 | - | - | 2,500 | - |
| 合計 | | - | 4,700 | - | - | 4,700 | - |

(注)平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | |
|---|----------------|
| 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) | |
| (千円) | |
| 現金及び預金勘定 | 926,161 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 600,000 |
| 現金及び現金同等物 | <u>326,161</u> |

(リース取引関係)

| 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | |
|--|--|
| 重要性がないため記載を省略しております。 | |

（金融商品関係）

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資については定期預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、事業運営に係る資金は全額自己資金によっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 926,161 | 926,161 | - |
| (2) 売掛金 | 479,220 | 479,220 | - |
| 資産計 | 1,405,382 | 1,405,382 | - |
| (1) 未払金 | 82,966 | 82,966 | - |
| 負債計 | 82,966 | 82,966 | - |

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金 | 926,020 | - | - | - |
| 売掛金 | 479,220 | - | - | - |
| 合計 | 1,405,240 | - | - | - |

(有価証券関係)

| |
|--|
| 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
| 該当事項はありません。 |

(デリバティブ取引関係)

| |
|--|
| 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
| 該当事項はありません。 |

(退職給付関係)

| | | | | | | |
|--|---------------|---------------|----------------|---------------|-----|-------------|
| 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | | | | | | |
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度を設けており、総合設立型厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しております。</p> <p>2. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成22年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">161,054,805千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">159,998,978千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,055,827千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入人員割合 (平成22年3月31日現在)</p> <p style="text-align: center;">0.03%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の資産評価調整控除額 13,927,386千円及び繰越不足金 8,356,668千円及び当年度剰余金23,339,881千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <p>当社は、厚生年金掛金として5,533千円を拠出し、当該金額を勤務費用(製造費用と販売費及び一般管理費)として計上しております。</p> | 年金資産の額 | 161,054,805千円 | 年金財政計算上の給付債務の額 | 159,998,978千円 | 差引額 | 1,055,827千円 |
| 年金資産の額 | 161,054,805千円 | | | | | |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 159,998,978千円 | | | | | |
| 差引額 | 1,055,827千円 | | | | | |

(ストック・オプション等関係)

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 当社従業員 19名 | 当社取締役 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 51,400株 | 普通株式 60,000株 | 普通株式 42,200株 |
| 付与日 | 平成16年3月26日 | 平成16年6月17日 | 平成17年1月14日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで | 平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで | 平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 20名 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 76,000株 | 普通株式 31,800株 | 普通株式 40,200株 |
| 付与日 | 平成17年12月14日 | 平成17年12月22日 | 平成17年12月22日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで |

| | 第8回 ストック・オプション | 第10回 ストック・オプション | 第11回 ストック・オプション |
|-------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 11名 | 当社取締役 2名 当社従業員 12名 | 当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 130,400株 | 普通株式 77,500株 | 普通株式 25,000株 |
| 付与日 | 平成20年6月30日 | 平成21年5月28日 | 平成22年3月26日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成22年7月1日から 平成30年6月30日まで | 平成23年5月29日から 平成30年5月30日まで | 平成24年3月27日から 平成30年5月30日まで |

（注）1. 平成22年8月26日付株式分割（株式1株につき100株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」および「新株予約権割当契約書」に定めてあります。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成22年8月26日付株式分割（株式1株につき100株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 51,400 | 36,000 | 42,200 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 51,400 | 36,000 | 42,200 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 59,000 | 13,800 | 40,200 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | 1,000 | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 58,000 | 13,800 | 40,200 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

| | 第8回 ストック・オプション | 第10回 ストック・オプション | 第11回 ストック・オプション |
|-----------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 130,400 | 77,500 | 25,000 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | 7,800 | 2,000 | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 122,600 | 75,500 | 25,000 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

単価情報

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1,500 | 1,500 | 2,000 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 (円) | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第8回 ストック・オプション | 第10回 ストック・オプション | 第11回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 権利行使価格 (円) | 2,000 | 1,100 | 1,100 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

(注) 平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による調整後の1株当たりの金額を記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社が未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値により算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった算定時点における自社の株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法(DCF法)等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

| 当事業年度 (平成23年3月31日) | |
|--|------------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| (繰延税金資産) | |
| 未払事業税 | 1,294 千円 |
| 未払賞与 | 4,090 千円 |
| 未払社会保険料 | 1,265 千円 |
| 一括償却資産限度超過 | 588 千円 |
| 資産除去債務 | 3,234 千円 |
| 繰越欠損金 | 560,394 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 570,867 千円 |
| 評価性引当額 | 386,381 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 184,486 千円 |
| (繰延税金負債) | |
| 資産除去費用 | 959 千円 |
| 繰延税金負債合計 | 959 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 183,526 千円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | |
| 法定実効税率 | 40.7 % |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に参入 されない項目 | 0.1 % |
| 住民税均等割 | 0.3 % |
| 役員賞与 | 7.2 % |
| 評価性引当額 | 107.3 % |
| 税効果会計適用後の法人税 等の負担率 | 59.0 % |

(持分法損益等)

| 当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | |
|--------------------------------------|--|
| 該当事項はありません。 | |

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|----------|
| 期首残高（注） | 7,793 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - 千円 |
| 時の経過による調整額 | 155千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | - 千円 |
| その他増減額（は減少） | - 千円 |
| 期末残高 | 7,948千円 |

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社の事業は、IPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

| |
|---|
| <p>当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）</p> |
| <p>該当事項はありません。</p> |

(1株当たり情報)

| 当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | |
|--|---------|
| 1株当たり純資産額 | 777.47円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 250.26円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 | |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 当事業年度 (平成23年3月31日) | |
|---------------------------------|-----------|
| 純資産の部の合計額 (千円) | 1,533,321 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円) | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (千円) | 1,533,321 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株) | 1,972,200 |

2. 当社は、平成22年8月26日付で1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成22年7月26日に、各種類株主から、各種優先株式（取得請求権付株式）の全部について、取得請求権の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | |
|---|--|
| 当期純利益 (千円) | 491,980 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | - |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 491,980 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 1,965,907 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 第1回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成16年3月17日 新株予約権の数 514個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 51,400株 |

| | 当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|--|---|
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 第 2 回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成16年 3月17日 新株予約権の数 22個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,200株 |
| | 第 3 回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成16年 3月17日 新株予約権の数 360個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 36,000株 |
| | 第 4 回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年 1月 5日 新株予約権の数 422個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 42,200株 |
| | 第 5 回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年 1月 5日 新株予約権の数 580個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 58,000株 |
| | 第 6 回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年 1月 5日 新株予約権の数 138個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,800株 |
| | 第 7 回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年10月 7日 新株予約権の数 402個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 40,200株 |
| | |

| | 当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) |
|--|---|
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 第8回新株予約権 |
| | 株主総会の決議年月日 |
| | 平成20年 6月26日 |
| | 新株予約権の数 |
| | 1,226個 |
| | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
| | 普通株式 122,600株 |
| | 第9回新株予約権 |
| | 株主総会の決議年月日 |
| | 平成20年 6月26日 |
| | 新株予約権の数 |
| | 25個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 2,500株 | |
| 第10回新株予約権 | |
| 株主総会の決議年月日 | |
| 平成21年 5月27日 | |
| 新株予約権の数 | |
| 755個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 75,500株 | |
| 第11回新株予約権 | |
| 株主総会の決議年月日 | |
| 平成22年 3月25日 | |
| 新株予約権の数 | |
| 250個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 25,000株 | |

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|--|--|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎年4月1日から3ヵ月以内 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 株券の種類 | - |
| 剰余金の配当の基準日 | 3月31日、9月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料 | - - - - - |
| 単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料（注1） |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.dmprof.com/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

（注）1．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表間の比較可能性を向上させるため、財務諸表の様式については、第二部に記載の財務諸表に準じて記載しております。また、連動子会社はありません。

1【貸借対照表】

（単位：千円）

| | 第4期 （平成18年3月31日） | 第5期 （平成19年3月31日） | 第6期 （平成20年3月31日） |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | 656,096 | 463,251 | 596,917 |
| 売掛金 | - | 1,440 | 54,623 |
| 貯蔵品 | 2,924 | 2,924 | - |
| 前渡金 | - | 5,022 | - |
| 前払費用 | 14,635 | 14,055 | 17,841 |
| 未収入金 | 63,310 | - | - |
| 未収還付法人税等 | 1,536 | - | - |
| 未収消費税等 | 14,252 | 1,361 | 3,998 |
| その他 | 949 | 343 | 4,168 |
| 流動資産合計 | 753,706 | 488,399 | 677,550 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 13,185 | 13,623 | 15,497 |
| 減価償却累計額 | 5,995 | 8,466 | 10,708 |
| 建物（純額） | 7,189 | 5,156 | 4,788 |
| 工具、器具及び備品 | 74,736 | 78,277 | 91,357 |
| 減価償却累計額 | 36,812 | 50,885 | 64,737 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 37,923 | 27,391 | 26,620 |
| 有形固定資産合計 | 45,113 | 32,547 | 31,409 |
| 無形固定資産 | | | |
| 特許権 | 26,461 | 20,479 | 14,498 |
| ソフトウェア | 25,746 | 7,721 | 1,702 |
| その他 | 25 | 25 | 25 |
| 無形固定資産合計 | 52,233 | 28,227 | 16,226 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 長期前払費用 | 845 | 1,006 | 711 |
| 敷金 | 27,270 | 26,910 | 27,082 |
| 投資その他の資産合計 | 28,116 | 27,917 | 27,794 |
| 固定資産合計 | 125,462 | 88,692 | 75,430 |
| 資産合計 | 879,169 | 577,092 | 752,980 |

| | 第4期 (平成18年3月31日) | 第5期 (平成19年3月31日) | 第6期 (平成20年3月31日) |
|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 買掛金 | - | - | 12,180 |
| 未払金 | 15,660 | 11,090 | 10,501 |
| 未払費用 | 6,234 | 4,625 | 4,278 |
| 未払法人税等 | - | 903 | 3,964 |
| 預り金 | 3,322 | 3,622 | 2,844 |
| 流動負債合計 | 25,217 | 20,241 | 33,768 |
| 負債合計 | 25,217 | 20,241 | 33,768 |
| 資本の部 | | | |
| 資本金 | 1 | 100,000 | - |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | 889,000 | - | - |
| その他資本剰余金 | 388,676 | - | - |
| 資本剰余金合計 | 1,277,676 | - | - |
| 利益剰余金 | | | |
| 当期末処理損失() | 523,724 | - | - |
| 利益剰余金合計 | 523,724 | - | - |
| 資本合計 | 853,951 | - | - |
| 負債資本合計 | 879,169 | - | - |
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | - | 100,000 | 350,000 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | - | 889,000 | 1,139,000 |
| 資本剰余金合計 | - | 889,000 | 1,139,000 |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | - | 432,149 | 769,788 |
| 利益剰余金合計 | - | 432,149 | 769,788 |
| 株主資本合計 | - | 556,850 | 719,211 |
| 純資産合計 | - | 556,850 | 719,211 |
| 負債純資産合計 | - | 577,092 | 752,980 |

2【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|-----------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 売上高 | 7,050 | 105,483 | 275,804 |
| 売上原価 | | | |
| 製品期首たな卸高 | - | - | - |
| 当期製品製造原価 | 2,666 | 29,620 | 69,950 |
| 当期製品仕入高 | - | - | 201,303 |
| 合計 | 2,666 | 29,620 | 271,253 |
| 製品期末たな卸高 | - | - | - |
| 売上原価合計 | 2,666 | 29,620 | 271,253 |
| 売上総利益 | 4,383 | 75,862 | 4,551 |
| 販売費及び一般管理費 | 1, 2 653,218 | 1, 2 373,425 | 1, 2 337,845 |
| 営業損失() | 648,834 | 297,562 | 333,294 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | 117 | 234 | 617 |
| 補助金収入 | 143,266 | - | 800 |
| 立退料収入 | - | 720 | - |
| その他 | - | 456 | 13 |
| 営業外収益合計 | 143,384 | 1,411 | 1,431 |
| 営業外費用 | | | |
| 株式交付費 | - | - | 1,901 |
| たな卸資産廃棄損 | - | - | 2,924 |
| 営業外費用合計 | - | - | 4,826 |
| 経常損失() | 505,450 | 296,151 | 336,689 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | 3 0 | - | - |
| 特別損失合計 | 0 | - | - |
| 税引前当期純損失() | 505,450 | 296,151 | 336,689 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 950 | 950 | 950 |
| 法人税等合計 | 950 | 950 | 950 |
| 当期純損失() | 506,400 | 297,101 | 337,639 |
| 前期繰越損失() | 985,247 | - | - |
| 減資による繰越損失補填額 | 699,123 | - | - |
| 資本準備金減少による欠損補填額 | 268,800 | - | - |
| 当期末処理損失() | 523,724 | - | - |

3【損失処理計算書及び株主資本等変動計算書】

損失処理計算書

| | | 第4期 (株主総会承認日 平成22年3月25日) | |
|---------------|----------|--------------------------------|---------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | |
| (当期末処理損失の処理) | | | |
| 当期末処理損失 | | | 523,724 |
| 損失処理額 | | | |
| 1. 資本金減少差益取崩額 | | 388,676 | 388,676 |
| 次期繰越損失 | | | 135,048 |
| (その他資本剰余金の処分) | | | |
| その他資本剰余金 | | | 388,676 |
| その他資本剰余金処分額 | | | |
| 1. 資本金減少差益取崩額 | | 388,676 | 388,676 |
| その他資本剰余金次期繰越額 | | | - |

(注) 第4期は平成18年6月22日開催の定時株主総会で承認されましたが、平成21年5月27日および平成22年3月25日開催の第8期臨時株主総会において決算の修正がそれぞれ承認されました。

株主資本等変動計算書

(単位:千円)

| | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|----------|------------------------------------|------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 100,000 | 100,000 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 250,000 |
| 当期変動額合計 | - | 250,000 |
| 当期末残高 | 100,000 | 350,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 889,000 | 889,000 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 250,000 |
| 当期変動額合計 | - | 250,000 |
| 当期末残高 | 889,000 | 1,139,000 |
| その他資本剰余金 | | |
| 前期末残高 | 388,676 | - |
| 当期変動額 | | |
| 欠損填補 | 388,676 | - |
| 当期変動額合計 | 388,676 | - |
| 当期末残高 | - | - |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 1,277,676 | 889,000 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 250,000 |
| 欠損填補 | 388,676 | - |
| 当期変動額合計 | 388,676 | 250,000 |
| 当期末残高 | 889,000 | 1,139,000 |

| | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|----------|------------------------------------|------------------------------------|
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 523,724 | 432,149 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失() | 297,101 | 337,639 |
| 欠損填補 | 388,676 | - |
| 当期変動額合計 | 91,575 | 337,639 |
| 当期末残高 | 432,149 | 769,788 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 523,724 | 432,149 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失() | 297,101 | 337,639 |
| 欠損填補 | 388,676 | - |
| 当期変動額合計 | 91,575 | 337,639 |
| 当期末残高 | 432,149 | 769,788 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 853,951 | 556,850 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 500,000 |
| 当期純損失() | 297,101 | 337,639 |
| 欠損填補 | - | - |
| 当期変動額合計 | 297,101 | 162,360 |
| 当期末残高 | 556,850 | 719,211 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 853,951 | 556,850 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 500,000 |
| 当期純損失() | 297,101 | 337,639 |
| 当期変動額合計 | 297,101 | 162,360 |
| 当期末残高 | 556,850 | 719,211 |

【重要な会計方針】

| 項目 | 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|---------------------|---|--|--|
| 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 商品、製品、仕掛品 個別法による原価法を採用しております。 貯蔵品 先入先出法による原価法を採用しております。 | 商品、製品、仕掛品 同左 貯蔵品 同左 | 商品、製品、仕掛品 同左 貯蔵品 同左 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具、器具及び備品 3～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。 | (1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具、器具及び備品 4～10年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益への影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益への影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左 |
| 3. 繰延資産の処理方法 | | | 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 |

| 項目 | 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|----------------------------|--|------------------------------------|------------------------------------|
| 4. 引当金の計上基準 | 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 | 同左 | 同左 |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 | 消費税等の会計処理 同左 | 消費税等の会計処理 同左 |

【会計処理方法の変更】

| 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|---|---|------------------------------------|
| <p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p> | | |
| | <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は556,850千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> | |

【注記事項】

(貸借対照表関係)

| 第4期 (平成18年3月31日) | 第5期 (平成19年3月31日) | 第6期 (平成20年3月31日) |
|--|---------------------|---------------------|
| <p>1. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 普通株式 50,000株 A種優先株式 10,000株 B種優先株式 20,000株 C種優先株式 20,000株</p> <p>発行済株式総数 普通株式 3,000株 A種優先株式 2,500株 B種優先株式 4,784株 C種優先株式 6,740株</p> | | |
| <p>2. 平成18年2月16日開催の臨時株主総会において、下記の欠損てん補を行っております。</p> <p>資本準備金 268,800千円</p> | | |
| <p>3. 資本の欠損</p> <p>資本の欠損は、135,048千円であります。</p> | | |

（損益計算書関係）

| 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------------|------------------------------------|----|---|--------|---------|-------|---|-------|---|------|--------|----|------|--------|--|------|--------|--|-------|--------|--|-------|---------|--|---|------|--------|----|------|--------|--|-------|-------|--|-------|---------|--|
| <p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は98%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="156 434 517 539"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>51,297</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>20,560</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>430,889</td> <td></td> </tr> </table> | 役員報酬 | 51,297 | 千円 | 減価償却費 | 20,560 | | 研究開発費 | 430,889 | | <p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は99%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="592 434 952 607"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>43,799</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>19,153</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>31,514</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>17,632</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>197,524</td> <td></td> </tr> </table> | 役員報酬 | 43,799 | 千円 | 給与手当 | 19,153 | | 地代家賃 | 31,514 | | 減価償却費 | 17,632 | | 研究開発費 | 197,524 | | <p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は92%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1027 434 1388 573"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>37,884</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>30,777</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>5,719</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>195,790</td> <td></td> </tr> </table> | 役員報酬 | 37,884 | 千円 | 給与手当 | 30,777 | | 減価償却費 | 5,719 | | 研究開発費 | 195,790 | |
| 役員報酬 | 51,297 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 20,560 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発費 | 430,889 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員報酬 | 43,799 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与手当 | 19,153 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地代家賃 | 31,514 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 17,632 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発費 | 197,524 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員報酬 | 37,884 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与手当 | 30,777 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 5,719 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発費 | 195,790 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費</p> <table data-bbox="156 719 517 757"> <tr> <td>研究開発費</td> <td>430,889</td> <td>千円</td> </tr> </table> | 研究開発費 | 430,889 | 千円 | <p>2 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費</p> <table data-bbox="592 719 952 757"> <tr> <td>研究開発費</td> <td>197,524</td> <td>千円</td> </tr> </table> | 研究開発費 | 197,524 | 千円 | <p>2 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費</p> <table data-bbox="1027 719 1388 757"> <tr> <td>研究開発費</td> <td>195,790</td> <td>千円</td> </tr> </table> | 研究開発費 | 195,790 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発費 | 430,889 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発費 | 197,524 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発費 | 195,790 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は、次の通りであります。</p> <table data-bbox="156 869 517 931"> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>0</td> <td>千円</td> </tr> </table> | 工具、器具及び備品 | 0 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 0 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

第5期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|--------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 3,000 | - | - | 3,000 |
| A種優先株式 | 2,500 | - | - | 2,500 |
| B種優先株式 | 4,784 | - | - | 4,784 |
| C種優先株式 | 6,740 | - | - | 6,740 |
| 合計 | 17,024 | - | - | 17,024 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度 末残高 (千円) |
|------|---------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | | 前事業 年度末 | 当事業 年度増加 | 当事業 年度減少 | 当事業 年度末 | |
| 提出会社 | 平成16年新株予約権 (第2回) | 普通株式 | 22 | - | - | 22 | - |
| | 合計 | - | 22 | - | - | 22 | - |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第6期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|--------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 3,000 | - | - | 3,000 |
| A種優先株式 | 2,500 | - | - | 2,500 |
| B種優先株式 | 4,784 | - | - | 4,784 |
| C種優先株式 | 6,740 | - | - | 6,740 |
| D種優先株式 | - | 2,500 | - | 2,500 |
| 合計 | 17,024 | 2,500 | - | 19,524 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

(注) D種優先株式の発行済株式総数の増加2,500株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度 末残高 (千円) |
|------|---------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | | 前事業 年度末 | 当事業 年度増加 | 当事業 年度減少 | 当事業 年度末 | |
| 提出会社 | 平成16年新株予約権 (第2回) | 普通株式 | 22 | - | - | 22 | - |
| | 合計 | - | 22 | - | - | 22 | - |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

| 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 重要性がないため記載を省略しております。 | 同左 | 同左 |

(有価証券関係)

| 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 | 同左 |

(デリバティブ取引関係)

| 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 | 同左 |

（退職給付関係）

| 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | | | | |
|--|--|--|--------|----------------|----------------|----------------|-----|---------------|
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 当社は、総合設立型厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しており、同基金の年金資産残高の内、加入員数に基づく平成17年3月31日現在の年金資産残高は38,668千円であります。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 当社は、厚生年金掛金として6,005千円を拠出し、当該金額を勤務費用（製造費用と販売費及び一般管理費）として計上しております。</p> | <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 当社は、総合設立型厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しており、同基金の年金資産残高の内、加入員数に基づく平成18年3月31日現在の年金資産残高は41,830千円であります。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 当社は、厚生年金掛金として3,625千円を拠出し、当該金額を勤務費用（製造費用と販売費及び一般管理費）として計上しております。</p> | <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度を設けており、総合設立型厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しております。</p> <p>2. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日現在)</p> <table border="0" data-bbox="1005 667 1396 817"> <tr> <td>年金資産の額</td> <td>146,083,122 千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td>112,700,302 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>33,382,820 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入人員割合 (平成19年3月31日現在) 0.02%</p> <p>(3) 補足説明 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高3,679,520千円、資産評価調整控除額11,946,791千円、別途積立金15,463,324千円及び剰余金9,652,224千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 当社は、厚生年金掛金として3,607千円を拠出し、当該金額を勤務費用（製造費用と販売費及び一般管理費）として計上しております。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。</p> | 年金資産の額 | 146,083,122 千円 | 年金財政計算上の給付債務の額 | 112,700,302 千円 | 差引額 | 33,382,820 千円 |
| 年金資産の額 | 146,083,122 千円 | | | | | | | |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 112,700,302 千円 | | | | | | | |
| 差引額 | 33,382,820 千円 | | | | | | | |

（ストック・オプション等関係）

第5期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 当社従業員 19名 | 当社取締役 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 514株 | 普通株式 600株 | 普通株式 422株 |
| 付与日 | 平成16年3月26日 | 平成16年6月17日 | 平成17年1月14日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで | 平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで | 平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 20名 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 760株 | 普通株式 318株 | 普通株式 402株 |
| 付与日 | 平成17年12月14日 | 平成17年12月22日 | 平成17年12月22日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで |

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 株式市場に上場した場合又は第三者に株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することを会社の取締役会で決議した場合で、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない。また対象者は、新株予約権の譲渡、質入その他の処分をしてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めてあります。
3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成19年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 514 | 460 | 422 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | 60 | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 514 | 400 | 422 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 730 | 318 | 402 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | 50 | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 680 | 318 | 402 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

単価情報

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 (円) | 150,000 | 150,000 | 200,000 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 (円) | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

第6期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 当社従業員 19名 | 当社取締役 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 514株 | 普通株式 600株 | 普通株式 422株 |
| 付与日 | 平成16年3月26日 | 平成16年6月17日 | 平成17年1月14日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで | 平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで | 平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 20名 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注1） | 普通株式 760株 | 普通株式 318株 | 普通株式 402株 |
| 付与日 | 平成17年12月14日 | 平成17年12月22日 | 平成17年12月22日 |
| 権利確定条件 | （注2） | （注2） | （注2） |
| 対象勤務期間 | （注3） | （注3） | （注3） |
| 権利行使期間 | 平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年1月4日まで | 平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで |

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 株式市場に上場した場合又は第三者に株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することを会社の取締役会で決議した場合で、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない、また対象者は、新株予約権の譲渡、質入その他の処分をしてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めてあります。
3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成20年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 514 | 400 | 422 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | 40 | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 514 | 360 | 422 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 680 | 318 | 402 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | 70 | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 610 | 318 | 402 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

単価情報

| | 第1回 ストック・オプション | 第3回 ストック・オプション | 第4回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 (円) | 150,000 | 150,000 | 200,000 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第5回 ストック・オプション | 第6回 ストック・オプション | 第7回 ストック・オプション |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 権利行使価格 (円) | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

（税効果会計関係）

| 第4期 (平成18年3月31日) | 第5期 (平成19年3月31日) | 第6期 (平成20年3月31日) |
|--|---|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債 の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債 の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債 の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) |
| 減価償却限度額超過 473千円 一括償却限度超過 31千円 繰越欠損金 605,169千円 その他 394千円 繰延税金資産小計 606,068千円 評価性引当額 606,068千円 繰延税金資産合計 -千円 | 減価償却限度額超過 300千円 繰越欠損金 725,146千円 その他 115千円 繰延税金資産小計 725,562千円 評価性引当額 725,562千円 繰延税金資産合計 -千円 | 未払事業税 1,272千円 減価償却限度超過 192千円 繰越欠損金 860,733千円 繰延税金資産小計 862,199千円 評価性引当額 862,199千円 繰延税金資産合計 -千円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との差異につ いては、税引前当期純損失を計上して いるため記載しておりません。 | 同左 | 同左 |

（持分法損益等）

| 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 | 同左 |

【関連当事者との取引】

第4期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

該当事項はありません。

第5期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第6期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

| 第4期 （自平成17年4月1日 至平成18年3月31日） | 第5期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日） | 第6期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日） |
|---|---|---|
| 1株当たり 純資産額 584,696.08円 | 1株当たり 純資産額 722,323.17円 | 1株当たり 純資産額 881,796.21円 |
| 1株当たり 当期純損失金額（ ） 207,393.50円 | 1株当たり 当期純損失金額（ ） 137,627.09円 | 1株当たり 当期純損失金額（ ） 159,473.04円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 |

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第4期 （平成18年3月31日） | 第5期 （平成19年3月31日） | 第6期 （平成20年3月31日） |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|
| 純資産の部の合計額（千円） | - | 556,850 | 719,211 |
| 純資産の部の合計額から 控除する金額（千円） | - | 2,723,820 | 3,364,600 |
| （うち優先株式払込金 額）（千円） | - | (2,315,600) | (2,815,600) |
| （うち優先株式に係る累 積未払配当金）（千円） | - | (408,220) | (549,000) |
| 普通株式に係る期末の純 資産額（千円） | - | 2,166,969 | 2,645,388 |
| 1株当たり純資産額の算 定に用いられた期末の普 通株式の数（株） | - | 3,000 | 3,000 |

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|---|---|---|---|
| 当期純損失() (千円) | 506,400 | 297,101 | 337,639 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | 115,780 | 115,780 | 140,780 |
| (うち優先配当額) (千円) | (115,780) | (115,780) | (140,780) |
| 普通株式に係る当期純損失() (千円) | 622,180 | 412,881 | 478,419 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

| 第4期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 第5期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|------------------------------------|------------------------------------|---|
| 該当事項はありません。 | 同左 | 平成20年6月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社取締役、当社従業員および当社取引先に対して、特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集要項の決定を取締役に委任することにつき決議が行われております。 その詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況および (7) ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであり、その概要は以下のとおりであります。 発行する新株予約権の総数 1,456個を上限とする。 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。 新株予約権の目的たる株式の種類および数 普通株式1,456株を上限とする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 株式1株当たりの払込価額を200,000円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成22年7月1日から平成30年6月30日まで |

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|----------------|--|---------------------------|------------------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------------|---|-------------------------------|-----------|
| 平成21年 2月20日 | ジャフコ・エル式号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明 | 東京都千代田区丸の内 1丁目8番 2号 | 特別利害関係者等(大株主 上位10名) | 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 室伏 稔 | 東京都千代田区大手町 1丁目9番 1号 | 特別利害関係者等 (大株主上位 10名) | A種優先 株式 431 | 47,410,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 2月20日 | ジャフコ・ジー8 (エー)号投資事業組合 無限責任組合員 株式会社 ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明 | 東京都千代田区丸の内 1丁目8番 2号 | 特別利害関係者等(大株主 上位10名) | 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 室伏 稔 | 東京都千代田区大手町 1丁目9番 1号 | 特別利害関係者等 (大株主上位 10名) | A種優先 株式 431 B種優先 株式 229 C種優先 株式 172 | 91,520,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 2月20日 | ジャフコ・ジー8 (ビー)号投資事業組合 無限責任組合員 株式会社 ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明 | 東京都千代田区丸の内 1丁目8番 2号 | 特別利害関係者等(大株主 上位10名) | 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 室伏 稔 | 東京都千代田区大手町 1丁目9番 1号 | 特別利害関係者等 (大株主上位 10名) | A種優先 株式 431 B種優先 株式 229 C種優先 株式 172 | 91,520,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 2月20日 | ジャフコ・ジーシー1号 投資事業組合無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明 | 東京都千代田区丸の内 1丁目8番 2号 | 特別利害関係者等(大株主 上位10名) | 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 室伏 稔 | 東京都千代田区大手町 1丁目9番 1号 | 特別利害関係者等 (大株主上位 10名) | A種優先 株式 431 B種優先 株式 230 C種優先 株式 172 | 91,630,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ 一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 伊藤忠テ クノロジーベンチャーズ株 式会社 代表取締役 安達 俊久 | 東京都港区 北青山2丁 目5番1号 | 特別利害関係者等(大株主 上位10名) | 山本達夫 | 東京都中野区 | 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長) | B種優先 株式 29 C種優先 株式 21 | 5,500,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ 一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 伊藤忠テ クノロジーベンチャーズ株 式会社 代表取締役 安達 俊久 | 東京都港区 北青山2丁 目5番1号 | 特別利害関係者等(大株主 上位10名) | 古川 聖 | 東京都日野市 | 特別利害関係者等 (当社取締役) | B種優先 株式 12 C種優先 株式 8 | 2,200,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数（株） | 価格（単価）（円） | 移動理由 |
|----------------|--|-----------------|--------------------|---|---|--------------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------|
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | DCM ,L.P. DCM Investment Management ,L.L.C. General Partner Dixon R Doll | 2420 Sand Hill Road, Suite 200, Menlo Park, CA 94025, USA | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | B種優先株式 398 C種優先株式 299 | 76,670,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | DCM - A, L.P. DCM Investment Management ,L.L.C. General Partner Dixon R Doll | 2420 Sand Hill Road, Suite 200, Menlo Park, CA 94025, USA | - | B種優先株式 11 C種優先株式 8 | 2,090,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | DCM Affiliates Fund ,L.P. DCM Investment Management ,L.L.C. General Partner Dixon R Doll | 2420 Sand Hill Road, Suite 200, Menlo Park, CA 94025, USA | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | B種優先株式 19 C種優先株式 15 | 3,740,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | JAIC-アドバンスドテック1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 日本アジア投資株式会社 取締役社長 松本守祥 | 東京都千代田区永田町2丁目13番5号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | B種優先株式 88 C種優先株式 66 | 16,940,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 向原通隆 | 東京都中央区京橋2丁目14番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | B種優先株式 68 C種優先株式 52 | 13,200,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数（株） | 価格（単価）（円） | 移動理由 |
|----------------|--|-----------------|--------------------|--|--------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------------|-----------|
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | アント・リード2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 リード・キャピタルマネジメント株式会社 代表取締役 谷本 徹 | 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | B種優先株式 65 C種優先株式 49 | 12,540,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | JAIC-Atop投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社 取締役社長 松本守祥 | 東京都千代田区永田町2丁目13番5号 | - | B種優先株式 15 C種優先株式 11 | 2,860,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 時田栄治 | 東京都千代田区内幸町1丁目2番1号 | - | B種優先株式 23 C種優先株式 17 | 4,400,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | ミレニア二千投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ミレニア・ベンチャー・パートナーズ株式会社 代表取締役 平尾泰文 | 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 | - | B種優先株式 23 C種優先株式 17 | 4,400,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 ジャフコ代表取締役 伊藤敏明 | 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 | - | B種優先株式 100 C種優先株式 75 | 19,250,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数（株） | 価格（単価）（円） | 移動理由 |
|----------------|--|-----------------|--------------------|--|--|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合無限責任組合員 リード・キャピタル・マネジメント株式会社 代表取締役 谷本徹 | 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 | - | B種優先株式 129 C種優先株式 97 | 24,860,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成21年 6月29日 | テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安達俊久 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | 百十四ベンチャー育成3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 百十四リース株式会社 代表取締役 矢野健彦 | 香川県高松市亀井町5番地1 | - | B種優先株式 20 C種優先株式 15 | 3,850,000 (110,000) 注4 | 所有者の事情による |
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 室伏 稔 | 東京都千代田区大手町1丁目9番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | 2,944 | - | A種、B種、C種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使） |
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | Apax Globis Japan Fund, L. P. its General Partner Apax Globis LLC Manager Jason Wright | c/o Apax Globis LLC 153 East 53rd Street, 53rd Floor, New York 10022, U.S.A. | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | 1,782 | - | C種、D種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使） |
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | 日興ニューウェイブ2001投資事業有限責任組合無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 尾崎一法 | 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | 1,183 | - | B種、C種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使） |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数（株） | 価格（単価）（円） | 移動理由 |
|----------------|---------------|-----------|------------------|---|--|--------------------------------|---------|-----------|---|
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | 三井住友海上 C2号投資事 業有限責任組 合 無限責任組 員 三井住友 海上キャピタ ル株式会社 取締役社長 小室忠俊 | 東京都中央 区八重洲2 丁目2番 10号 | 特別利害関係 者等 （大株主上位 10名） | 1,081 | - | B種、C 種優先 株式の 普通株 式への 転換 （取得 請求権 の行使） |
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | 三菱UFJ キャピタル株 式会社 代表取締役社 長 向原通隆 | 東京都中央 区京橋2丁 目14番1 号 | 特別利害関係 者等 （大株主上位 10名） | 1,050 | - | B種、C 種優先 株式の 普通株 式への 転換 （取得 請求権 の行使） |
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | アント・リー ド2号投資事 業有限責任組 合 無限責任 組合員 リー ド・キャピタ ルマネーজে メント株式会 社 代表取締役 谷本 徹 | 東京都千代 田区丸の内 1丁目2番 1号 | 特別利害関係 者等 （大株主上位 10名） | 1,005 | - | B種、C 種、D種 優先株 式の普 通株式 への転 換（取 得請求 権の行 使） |
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | DCM ,L. P. DCM Investment Management ,L.L.C. General Partner Dixon R Doll | 2420 Sand Hill Road, Suite 200, Menlo Park, CA 94025, USA | 特別利害関係 者等 （大株主上位 10名） | 872 | - | B種、C 種優先 株式の 普通株 式への 転換 （取得 請求権 の行 使） |
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | JAIC-アドバ ンスドテック 1号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 日本アジ ア投資株式会 社 取締役社 長 松本守祥 | 東京都千代 田区神田錦 町3丁目 11番地 | 特別利害関係 者等 （大株主上位 10名） | 776 | - | B種、C 種、D種 優先株 式の普 通株式 への転 換（取 得請求 権の行 使） |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数（株） | 価格（単価）（円） | 移動理由 |
|----------------|---------------|-----------|------------------|---------------|-----------|-------------------------|---------|-----------|------------------------------|
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | 山本達夫 | 東京都中野区 | 特別利害関係者等 （当社代表取締役社長） | 50 | - | B種、C種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使） |
| 平成22年 7月26日 | - | - | - | 古川 聖 | 東京都日野市 | 特別利害関係者等 （当社取締役） | 20 | - | B種、C種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使） |

- （注）1．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成20年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受けまたは譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
- 2．当社は同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記録内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
- 3．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
- 4．移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
- 5．平成22年7月29日開催の取締役会決議により、平成22年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 新株予約権 | 新株予約権 | 新株予約権 | 新株予約権 |
|-------------|---|--|---|---|
| 発行年月日 | 平成20年6月30日 | 平成20年6月30日 | 平成21年5月28日 | 平成22年3月26日 |
| 種類 | 第8回新株予約権 (ストックオプション) | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 (ストックオプション) | 第11回新株予約権 (ストックオプション) |
| 発行数 | 普通株式 1,304株 | 普通株式 25株 | 普通株式 775株 | 普通株式 250株 |
| 発行価格 | 200,000円 (注4) | 200,000円 (注4) | 110,000円 (注4) | 110,000円 (注4) |
| 資本組入額 | 100,000円 | 100,000円 | 55,000円 | 55,000円 |
| 発行価額の総額 | 260,800,000円 | 5,000,000円 | 85,250,000円 | 27,500,000円 |
| 資本組入額の総額 | 130,400,000円 | 2,500,000円 | 42,625,000円 | 13,750,000円 |
| 発行方法 | 平成20年6月26日開催の定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議をおこなっております。 | 平成20年6月26日開催の定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議をおこなっております。 | 平成21年5月27日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議をおこなっております。 | 平成22年3月25日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議をおこなっております。 |
| 保有期間等に関する確約 | | | (注2、3) | (注2) |

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下の通りであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成22年3月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 4. 株式の発行価格及び行使に際して払込みをなすべき金額は、ディスカウントキャッシュフロー等により算出された価格を参考にし決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下の通りとなっております。

| 名称 | 第8回新株予約権 | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 | 第11回新株予約権 |
|-----------------|--|--|--|--|
| 行使時の払込金額 | 1株につき200,000円 | 1株につき200,000円 | 1株につき110,000円 | 1株につき110,000円 |
| 行使請求期間 | 自平成22年7月1日 至平成30年6月30日 | 自平成22年7月1日 至平成30年6月30日 | 自平成23年5月29日 至平成30年5月30日 | 自平成24年3月27日 至平成30年5月30日 |
| 行使の条件及び譲渡に関する事項 | 対象者は、新株予約権の行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役執行役員または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし定年退職その他取締役会が認めた場合、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 新株予約権を分割して行使することはできない。 新株予約権の譲渡は当社取締役会の決議による承認を要する。その他の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 新株予約権を分割して行使することはできない。 新株予約権の譲渡は当社取締役会の決議による承認を要する。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 対象者は、新株予約権の行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役執行役員または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし定年退職その他取締役会が認めた場合、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 新株予約権1個を分割して行使することはできない。 新株予約権の譲渡は当社取締役会の決議による承認を要する。その他の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 対象者は、新株予約権の行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役執行役員または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし定年退職その他取締役会が認めた場合、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 新株予約権1個を分割して行使することはできない。 新株予約権の譲渡は当社取締役会の決議による承認を要する。その他の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |

6. 平成22年7月29日開催の取締役会決議により、平成22年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
7. 第8回新株予約権については、付与対象者の退職により1名減少したため、12名であり、新株発行予定数は7,800株失効し、122,600株であります（分割考慮後）。
- 第10回新株予約権については、付与対象者の退職により2名減少したため、12名であり、新株発行予定数は2,000株失効し、75,500株であります（分割考慮後）。

2【取得者の概況】

新株予約権 平成20年6月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（ストックオプション）

第8回新株予約権

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格 (単価) (千円) | 取得者と提出会社との関係 |
|--------------|-------------|----------------|-------------|--------------------|-------------------------|
| 古川 聖（注1） | 東京都日野市 | 会社員 | 200 | 40,000 (200) | 当社の従業員 |
| 山本 達夫 | 東京都中野区 | 会社役員 | 125 | 25,000 (200) | 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長) |
| シュミット ベンジャミン | 東京都千代田区 | 会社員 | 115 | 23,000 (200) | 当社の従業員 |
| 岩田 茂人（注2） | 東京都世田谷区 | 会社員 | 113 | 22,600 (200) | 当社の従業員 |
| 澤戸 周作 | 東京都八王子市 | 会社員 | 106 | 21,200 (200) | 当社の従業員 |
| 山本 和成 | 東京都調布市 | 会社員 | 104 | 20,800 (200) | 当社の従業員 |
| 竹村 幸尚 | 東京都武蔵野市 | 会社員 | 95 | 19,000 (200) | 当社の従業員 |
| 京田 純一 | 東京都武蔵野市 | 会社員 | 93 | 18,600 (200) | 当社の従業員 |
| 大淵 栄作（注2） | 神奈川県横浜市神奈川区 | 会社員 | 89 | 17,800 (200) | 当社の従業員 |
| カザコフ マキシム | 東京都武蔵野市 | 会社員 | 85 | 17,000 (200) | 当社の従業員 |
| 桑原 良彦 | 神奈川県横浜市神奈川区 | 会社員 | 76 | 15,200 (200) | 当社の従業員 |
| 桐井 敬祐 | 東京都府中市 | 会社員 | 25 | 5,000 (200) | 当社の従業員 |

(注) 1. 古川 聖は、平成20年10月23日開催の株主総会で取締役役に選任されており、現在は特別利害関係者等に該当していません。

2. 岩田茂人及び大淵栄作は、平成22年3月25日開催の株主総会で取締役役に選任されており、現在は特別利害関係者等に該当していません。

3. 退職等の理由により権利を喪失したのにつきましては、記載していません。

4. 平成22年7月29日開催の取締役会決議により、平成22年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載してあります。

新株予約権 平成20年6月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

第9回新株予約権

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格 (単価) (千円) | 取得者と提出会社との関係 |
|--------------------------------------|-------------------------|----------------|-------------|--------------------|--------------|
| 合同会社ボクセル（資本金 1,000千円） 代表社員 岡田智 | 京都府京都市伏見区深草 南明町13-47 | コンサルティング業 | 25 | 5,000 (200) | 社外協力者 |

(注) 平成22年7月29日開催の取締役会決議により、平成22年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載してあります。

新株予約権 平成21年5月27日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（ストックオプション）

第10回新株予約権

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格 (単価) (千円) | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|------------|----------------|-------------|--------------------|-------------------------|
| 山本 達夫 | 東京都中野区 | 会社役員 | 500 | 55,000 (110) | 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長) |
| 古川 聖 | 東京都日野市 | 会社役員 | 100 | 11,000 (110) | 特別利害関係者等 (当社取締役) |
| 澤田 文雄 | 東京都青梅市 | 会社員 | 30 | 3,300 (110) | 当社の従業員 |
| オルネイ スチーブン | 東京都武蔵野 | 会社員 | 25 | 2,750 (110) | 当社の従業員 |
| 申 俊熙 | 東京都武蔵野市 | 会社員 | 20 | 2,200 (110) | 当社の従業員 |
| 床 裕二郎 | 東京都立川市 | 会社員 | 20 | 2,200 (110) | 当社の従業員 |
| 平山 和之 | 神奈川県横浜市戸塚区 | 会社員 | 10 | 1,100 (110) | 当社の従業員 |
| 小林 圭子 | 東京都三鷹市 | 会社員 | 10 | 1,100 (110) | 当社の従業員 |
| 雨宮 宏 | 神奈川県横浜市港北区 | 会社員 | 10 | 1,100 (110) | 当社の従業員 |
| 川澄 朋秀 | 東京都墨田区 | 会社員 | 10 | 1,100 (110) | 当社の従業員 |
| 寺西 忠勝 | 大阪府東大阪市 | 会社員 | 10 | 1,100 (110) | 当社の従業員 |
| 勝又 大満 | 東京都小平市 | 会社員 | 10 | 1,100 (110) | 入社内定者 (注1) |

(注) 1. 勝又大満は平成21年6月21日付で当社へ入社しており、現在は当社の従業員となっております。

2. 平成22年7月29日開催の取締役会決議により、平成22年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3. 退職等の理由により権利を喪失したのものにつきましては、記載しておりません。

新株予約権 平成22年3月25日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（ストックオプション）

第11回新株予約権

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格 (単価) (千円) | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|--------------|----------------|-------------|--------------------|---------------------|
| 岩田 茂人 | 東京都世田谷区 | 会社役員 | 100 | 11,000 (110) | 特別利害関係者等 (当社取締役) |
| 大淵 栄作 | 神奈川県横浜市神奈川区 | 会社役員 | 100 | 11,000 (110) | 特別利害関係者等 (当社取締役) |
| 平野 雄士 | 埼玉県所沢市 | 会社役員 | 30 | 3,300 (110) | 特別利害関係者等 (当社監査役) |
| 伊藤 宏幸 | 神奈川県横浜市保土ヶ谷区 | 会社員 | 20 | 2,200 (110) | 当社の従業員 |

(注) 平成22年7月29日開催の取締役会決議により、平成22年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 株式総数に対する所有株式数の割合（％） |
|------------------------------------|--|----------------------|---------------------|
| 株式会社日本政策投資銀行（注4） | 東京都千代田区大手町1丁目9番1号 | 294,400 | 12.06 |
| 池戸 恒雄（注4） | 福島県会津若松市 | 240,000 | 9.83 |
| 山本 達夫（注3） | 東京都中野区 | 206,600 (201,600) | 8.46 (8.26) |
| Apax Globis Japan Fund,L.P （注4） | 153East53rdStreet,53 rd FloorNew York,NewYork10022,USA | 178,200 | 7.30 |
| 日興ニューウェイブ2001投資事業 有限責任組合（注4） | 東京都千代田区丸の内1丁目2番 1号 | 118,300 | 4.85 |
| 三井住友海上C2号投資事業有限 責任組合（注4） | 東京都中央区八重洲2丁目2番10 号 | 108,100 | 4.43 |
| 三菱UFJキャピタル株式会社 （注4） | 東京都中央区日本橋1丁目7番17 号 | 105,000 | 4.30 |
| アント・リード2号投資事業有限 責任組合（注4） | 東京都千代田区丸の内1丁目2番 1号 | 100,500 | 4.12 |
| DCM , L.P.（注4） | 2420 Sand Hill Road,Suite 200, Menlo Park,CA94025,USA | 87,200 | 3.57 |
| JAIC-アドバンスドテック1号投 資事業有限責任組合（注4） | 東京都千代田区神田錦町3丁目11 番地 | 77,600 | 3.18 |
| 犬飼 和之（注5） | 東京都新宿区 | 70,000 (10,000) | 2.87 (0.41) |
| 日興地域密着型産学官連携投資事 業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内1丁目2番 1号 | 59,000 | 2.42 |
| 投資事業組合オリックス8号 | 東京都港区浜松町2丁目4番1号 | 47,600 | 1.95 |
| 日本アジア投資株式会社 | 東京都千代田区神田錦町3丁目11 番地 | 42,200 | 1.73 |
| SMBCキャピタル6号投資事業有限 責任組合 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目 13番12号 | 40,700 | 1.67 |
| ジャフコ・ジーシー1号投資事業 組合 | 東京都千代田区大手町1丁目5番 1号 | 37,800 | 1.55 |
| ジャフコ・ジー8(エー)号投資事 業組合 | 東京都千代田区大手町1丁目5番 1号 | 37,800 | 1.55 |
| ジャフコ・ジー8(ビー)号投資事 業組合 | 東京都千代田区大手町1丁目5番 1号 | 37,800 | 1.55 |
| 古川 聖（注6） | 東京都日野市 | 32,000 (30,000) | 1.31 (1.23) |
| みずほキャピタル第1号投資事業 有限責任組合 | 東京都千代田区内幸町1丁目2番 1号 | 32,000 | 1.31 |
| 岩田 茂人（注6） | 東京都世田谷区 | 29,300 (29,300) | 1.20 (1.20) |
| カザコフ マキシム（注8） | 東京都武蔵野市 | 25,500 (25,500) | 1.04 (1.04) |
| 投資事業組合オリックス11号 | 東京都港区浜松町2丁目4番1号 | 25,400 | 1.04 |
| あおぞらインベストメント一号投 資事業有限責任組合 | 東京都千代田区九段南1丁目3番 1号 | 25,400 | 1.04 |
| あおぞらインベストメント二号投 資事業有限責任組合 | 東京都千代田区九段南1丁目3番 1号 | 25,400 | 1.04 |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------------|--|--------------------|---------------------|
| アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 | 22,800 | 0.93 |
| 大淵 栄作(注6) | 神奈川県横浜市神奈川区 | 21,900 (21,900) | 0.90 (0.90) |
| ミレニア二千投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 | 21,300 | 0.87 |
| JAIC-I F 3号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地 | 20,300 | 0.83 |
| 横関 亘(注8) | 東京都三鷹市 | 20,000 (20,000) | 0.82 (0.82) |
| ジャフコ・エル弐号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 | 19,400 | 0.79 |
| ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 | 17,700 | 0.72 |
| 竹村 幸尚(注8) | 東京都武蔵野市 | 17,500 (17,500) | 0.72 (0.72) |
| シュミット ベンジャミン(注8) | 東京都千代田区 | 17,000 (17,000) | 0.70 (0.70) |
| 京田 純一(注8) | 東京都武蔵野市 | 16,800 (16,800) | 0.69 (0.69) |
| 澤戸 周作(注8) | 東京都八王子市 | 15,600 (15,600) | 0.64 (0.64) |
| 百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合 | 香川県高松市亀井町5番地1 | 15,200 | 0.62 |
| JAIC-Atop投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地 | 12,700 | 0.52 |
| 山本 和成(注8) | 東京都調布市 | 12,400 (12,400) | 0.51 (0.51) |
| オリックス7号投資事業有限責任組合 | 東京都港区浜松町2丁目4番1号 | 10,100 | 0.41 |
| りそなキャピタル株式会社 | 東京都中央区茅場町1丁目10番5号 | 10,100 | 0.41 |
| りそなキャピタル1号投資事業有限責任組合 | 東京都中央区茅場町1丁目10番5号 | 10,100 | 0.41 |
| 明治キャピタル7号投資事業組合 | 東京都千代田区麹町4丁目2番7号 | 10,100 | 0.41 |
| 桐井 敬祐(注8) | 東京都府中市 | 9,500 (9,500) | 0.39 (0.39) |
| 桑原 良彦(注8) | 神奈川県横浜市神奈川区 | 8,600 (8,600) | 0.35 (0.35) |
| 岡本 伸一(注6) | 東京都北区 | 8,500 (8,500) | 0.35 (0.35) |
| ジャイク・大学発最先端産業育成 壱号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地 | 5,000 | 0.20 |
| D C M Affiliates Fund , L . P . | 2420 Sand Hill Road, Suite 200, Menlo Park, CA94025, USA | 4,200 | 0.17 |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|-------------------------|---|------------------------|---------------------|
| 百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合 | 香川県高松市亀井町5番地1 | 3,500 | 0.14 |
| 平野 雄士(注7) | 埼玉県所沢市 | 3,000 (3,000) | 0.12 (0.12) |
| 澤田 文雄(注8) | 東京都青梅市 | 3,000 (3,000) | 0.12 (0.12) |
| オルネイ スチープン(注8) | 東京都武蔵野市 | 2,500 (2,500) | 0.10 (0.10) |
| 合同会社ボクセル | 京都府京都市伏見区深草南明町13-47 | 2,500 (2,500) | 0.10 (0.10) |
| DCM -A, L.P. | 2420 Sand Hill Road, Suite 200, Menlo Park, CA94025, USA | 2,300 | 0.09 |
| イムカ株式会社 | 東京都港区新橋2-12-15 | 2,200 (2,200) | 0.09 (0.09) |
| その他9名(注8) | - | 12,000 (12,000) | 0.49 (0.49) |
| 計 | - | 2,441,600 (469,400) | 100.00 (19.23) |

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)

4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

5. 特別利害関係者等(大株主上位10名)、(当社監査役)

6. 特別利害関係者等(当社取締役)

7. 特別利害関係者等(当社監査役)

8. 当社従業員

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上倉 要介
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上倉 要介
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月10日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上倉 要介
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。